

I T新改革戦略評価専門調査会

2006年度 報告書

～ 部分最適から全体最適へ ～

2007年3月

目 次

要 約

第一章 基本的な考え方

- 1.1 前期調査会の志を引き継ぎ、強化して取り組む
- 1.2 IT新改革戦略評価専門調査会の活動方針
- 1.3 今年度の活動概要：重点評価、重要な共通課題、パイロット調査

第二章 委員会活動による重点評価

- 2.1 医療
 - (1) 主要3分野を3つの視点から整理
 - (2) パイロット調査の結果と医療における評価指標(案)
- 2.2 電子行政
 - (1) 施策の進捗状況
 - (2) 課題の抽出と解決に向けた方向性
 - (3) パイロット調査の結果と電子行政における評価指標(案)

第三章 共通する重点課題：個人認証基盤

- 3.1 問題意識と基本理念：安心・安全で信頼性の高いネットワーク社会の創造
- 3.2 現状と課題：官・民による個人認証基盤の利用促進
- 3.3 対応策の方向性：基本理念に基づいた設計思想の策定と厳正な評価活動の実施

第四章 分野評価

- 4.1 環境、4.2 安全・安心、4.3 道路交通、4.4 IT経営、
- 4.5 豊かな生活、4.6 ユニバーサルデザイン、
- 4.7 デジタルディバイド、4.8 IT安心(セキュリティ)
- 4.9 人材基盤、4.10 高度IT人材、4.11 研究開発、
- 4.12 世界への情報発信(国際競争力)、4.13 国際貢献
(各節につき、(1)現状と課題、(2)指標案の提示)

第五章 今後の取り組み

附属資料1：医療評価委員会 報告書

附属資料2：電子政府評価委員会 報告書

附属資料3：政府自己評価アンケート結果(2007年1月時点)

附属資料4：オンライン申請システムの活用状況チェック表のイメージ

附属資料5：第三章、第四章の論点構造の「見える化」

(要約)

本調査会は、IT戦略本部のリーダーシップの下、国民が恩恵を実感できるIT社会の実現に寄与すべく、IT新改革戦略の遂行を適切に評価し、必要に応じて適切な提言を行っていく。

前期調査会の民主導によるPDCAの原則を貫き、課題の「見える化」、非IT施策との一体的実施、実感の指標化、に重点的に取り組む。

本報告では医療、電子行政を重点的に検討し、以下の点を提言する。

- (1) IT化にあたってBPR(業務全体の改革・見直し、非IT対策)を徹底し、ITの投資対効果を最大化すること。とくにワンストップの電子申請、医療レセプトにおける請求・審査・支払業務全体の再構成。
- (2) 行政が縦割り構造のまま個別にIT化を進めることによる「たこつぼ化」を危惧し、業務及びITの全体最適を実現すること。とくに責任部局が工程表を作成し連携を進めること。
- (3) 利用者視点でのわかりやすさを重視し、改善の阻害要因の「見える化」を進めること。とくに利用者の実感を定量指標化した調査の継続的实施と分析。
- (4) 共通基盤の整備・普及にあたって府省間や国と地方の連携などを進めること。とくに各組織間でのデータフォーマットや添付書類の統一と、特定ベンダーとの契約を前提としないオープン性の実現。
- (5) IT活用の拡大と信頼性確保に欠かせない個人認証基盤については、個人の情報を個人で適切に管理できることを基点とし、早急に基本理念を再整理して、設計思想を策定すること。

第一章 基本的な考え方

1.1 前期調査会の志を引き継ぎ、強化して取り組む

ITは、それ自体が新産業であると同時に、経済・社会のあらゆる面で広範な成果をもたらす力を持っている。社会全体にITの成果をもたらすために、政府IT戦略は内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部が立案しており、立案の礎となる評価活動もまた成果実現に向けた具体的な提案活動を伴わなければならない。この趣旨を体現するために、評価専門調査会(以下前期調査会)が創設され、2005年12月に最終報告を行った。

前期調査会は、真に独立性ある評価を目指して、報告書執筆までを一貫して構成員等の主導で行うこととし、利用者視点の成果主義、PDCAサイクルの確立、評価指標の導入、といった評価方針を提示し、一部を実践に移した。e-Japan戦略以来の成果を総括し、2010年までの目標を新たに掲げたIT新改革戦略(2006年1月)にいたる道筋をつけた。

IT新改革戦略評価専門調査会(以下、当調査会)は、前期調査会の志を引き継ぐとともに、前期調査会から課題として託された事項をさらに強化して取り組むことを宣言する。

図表 1.1 前期調査会から課題として託された事項 (同最終報告書(2005.12)より作成)

PDCA サイクルを確立し、利用者の視点での成果に向けた不断の改革を実施するためには、以下の認識が重要。

全体最適の観点から現状を正しく把握し、進捗や課題、先導事例等を可能な限り可視化し共有すること。
政策遂行の現場で担当部署自身が課題を可視化し、共有し、PDCAを回せるようにすること。
成果と現状とのギャップを、質・量・コスト・タイミングの観点から評価すること。
ギャップが生じた真の原因を、「なぜ」を繰り返して究明し、解決策を考え、実行すること。
構造改革に踏み込んで評価すること。その際、経済財政諮問会議等との連携をさらに密にすること。
我が国の技術競争力、産業競争力強化に結びつけるという観点も加味すること。
利用者が実感できる成果目標を数値で設定し、達成期限も明確にすること。
永続的かつ先導的な具体策の提示。「スーパーモデル構造改革特区」の導入など。

1.2 IT新改革戦略評価専門調査会の活動方針

ITの恩恵を国民が実感できる社会の構築を目指して、当調査会では、以下四点を重要な活動方針として掲げた。今後5年間にわたる評価活動をぶれることなく行うために、方法論を固めることは重要であり、それが前期調査会以来の志を具現化することでもある。

(1) 「見える化」などを通じた、関係者に公開しうる公正な評価活動()への対応)

府省や関係者からの現況報告や課題提示はもちろん、利用者が恩恵を実感できる論点や指標を抽出し、構造化・可視化することで、対応策が明確になる。中立性の高い評価活動の説明責任を果たすためにも、議事要旨や資料の公開とともに、各構成員等の指摘した課題などが評価の論旨にどう取り扱われているかを追跡可能にし、関係者で共有し、適宜公開する。

(2) 周辺施策や制度慣習まで踏み込んだ、非IT施策との一体的な施策の評価()への対応)

国民に実感される成果の現出に府省の施策は貢献したのかを徹底的に評価し、なぜ成果にいたらないのかを追究した上で、ITの構造改革力を最大限引き出さなければならない。当調査会の下に設置した医療評価委員会、電子政府評価委員会の2つの分科会では、周辺施策や制度慣習まで踏み込んだ評価を行うとともに、両分科会で積み上げられた評価方法や議論の進め方が、今後深めるべき別分野においても検討・活用されることになる。

(3) 実感できる論点や指標の提示。その一環としての「実感指標」を新設()への対応)

IT新改革戦略に掲げた評価指標を是とした上で、現状を端的な定量指標に基づいて把握し、成果主義で評価する。このためには、前期調査会ではアウトプット指標として「利用環境指標」を、アウトカム指標として「成果指標」を掲げてきたが、利用者の実感や視点に立った「実感指標」をアウトカム指標として加え、評価を行う(定義は図表1.2内に記述)。

(4) 次年度重点計画への確実な反映()を含む、全体への対応)

これは利用者の視点での成果に向けた不断の改革を実現するための必須条件である。C (Check: 評価)にとどまらず、評価専門ながらあえて次のA (Action: 改善策)の方向性を提示し、PDCAサイクルの一部を形づくる。戦略目標を実現するためにどのような課題があるのか、それをどう解決できるのか、その解決に向かって管轄府省がどう取り組み、自己改善しているのか否か、について可能な限り深め、評価プロセスを固めていく。

1.3 今年度の活動概要：重点評価、重要な共通課題、パイロット調査

2006年8月の発足から実質8ヶ月、当調査会構成員9名（及び医療評価委員会8名、電子政府評価委員会9名）の限られた時間と資源を有効に活用すべく、全般的な現状把握活動と、特に取り上げるべき項目の重点検討を、メリハリをつけながら進めた。

5年間での戦略目標において、1年ではまだ進捗すら評価しようのない施策もあるかもしれない。しかし戦略の目指すところが社会における成果の現出と国民の満足である以上、府省の施策を逐次成果評価し、IT戦略本部を通じて社会に明らかにしなければならない。

(1) 全分野にわたる現状確認と課題抽出

IT新改革戦略の全15分野について、府省の施策の進捗確認、府省自ら設定したアウトカム（成果）指標の目標値と現状値、今後の目標実現に向けた府省の自己評価及び改善状況を調査するとともに、それら施策間の整合性の確認作業、等を行った（附属資料3）。医療と電子行政以外の13分野では、これをもとに、戦略目標実現に向けての課題を抽出した上で、成果指標及び実感指標の案を提示して、次年度以降の評価活動の礎とした（後述）。その概要を本報告書の第四章に記す。

(2) 医療及び電子行政分野の重点評価、共通課題「個人認証基盤」の検討

両分科会で、関係府省・関係者ヒアリングやパイロット調査等を行い、現状把握、課題の抽出、解決の方向性について検討した結果について報告を行った（附属資料1、2）。両分野固有の検討を追究した結果、若干異なる整理の仕方に至っているが、実質的な課題論点においては、「BPR」「全体最適」「わかりやすさ」の三点において一致を見た。

ITの投資対効果を最大化するためには、IT導入とあわせて、個々の業務全体を見直し、簡素化、効率化、最適化に向けてフロントオフィスとバックオフィスを連動するよう改革する非IT対策、すなわちBPR¹が必要である。現状の業務のままITを導入して単なるコスト増を招いてはいけない。

「たこつぼ化」を排除し全体最適を実現しなければならない。利用者窓口業務を基点にして、複数のバックヤード業務フローの見直しが行われるべきである。重複投資と無駄な修繕労力を生まないために、責任部局が工程表を作成し連携を進める必要がある。

¹ Business Process Reengineering の略。業務プロセス再構築と訳せるが、通常は民間企業においてIT導入と並行または事前に行われる、既存業務のプロセス改善プロジェクトのこと。

課題の「見える化」を行い、利用者視点からのわかりやすさを追究しなければならない。例えば、生活習慣病改善等の医療サービスの質に対する実感、電子申請に関する利用者の費用負担や申請時間の軽減、等を定量指標化し、調査分析を継続して行う必要がある。

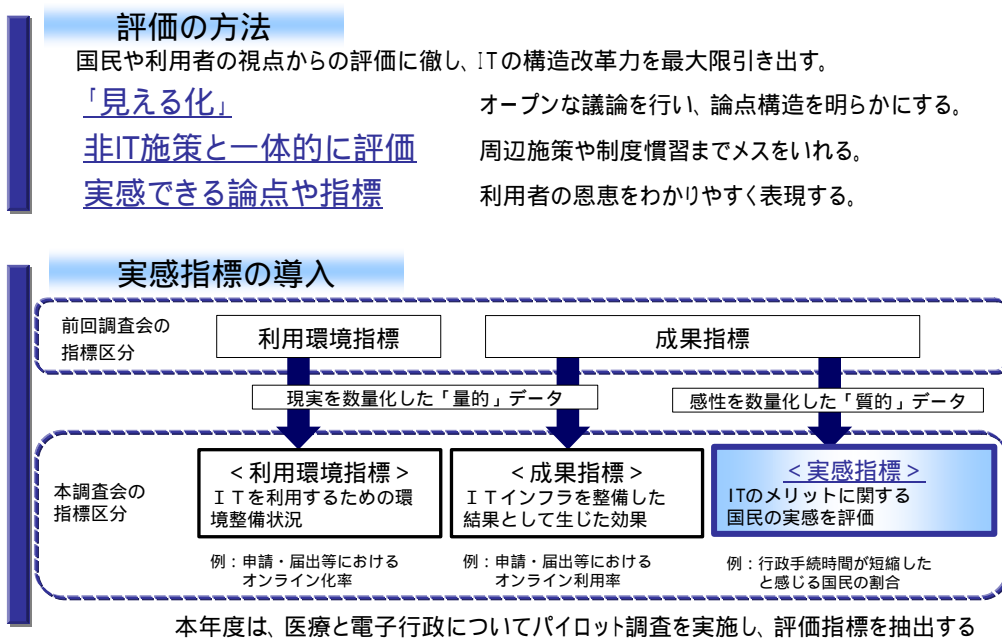
当調査会としてこれを尊重し、第二章に記した。

また、国民によるITの活用の拡大と信頼性を確保するために、医療と電子行政を含む全分野の共通課題として、個人認証基盤をどのように評価していくかという問題の検討が必要になった。公的個人認証サービスをはじめとした個人認証基盤の課題論点の抽出と、基本的な考え方の確認を、第三章に提示した。

(3) 実感指標案の提示、及びパイロット調査の実施

実感指標案の提示にあたっては、両分科会にてパイロット的に調査を行った。調査で得られた知見をもとに評価・解釈方法と具体的な運用方法を検討しつつ、次年度以降、調査を他分野に横展開していく。それらも含めた全15分野の実感指標案を、IT新改革戦略文中の評価指標に追加する形での成果指標案とともに、第二章及び第四章に示した。

図表1.2 評価活動の方針(2006年12月 IT戦略本部での報告資料)



第二章 委員会活動による重点評価

両分科会の報告書が詳細かつ網羅的に分析と提言を行っているので、詳細は附属資料を参照されたい。当調査会の報告書では、これをP D C Aの枠組みに即した表で要約して論点構造を「見える化」し、その上で前述の重要な「3つの視点」から概観する。

2.1 医療

(1) 主要3分野を3つの視点から整理

医療評価委員会報告書では、主に「レセプト完全オンライン化」、「健康情報の活用と地域医療連携の推進」、「医療情報化の共通基盤」の「3分野」について、「施策の進捗と利用者の実感の状況」を把握した後に「課題の抽出と解決に向けた方向性」を論じ、最後に実感指標(案)を提示した。

なお、医療評価委員会の報告書の内容を論点構成の「見える化」の観点で表にまとめたのが図表2.1である。

「施策の進捗と利用者の実感の状況」の詳細については附属資料の医療評価委員会報告書に譲った上で、以下では、上記「3分野」についてまとめられた「課題の抽出と解決に向けた方向性」について、医療評価委員会報告書の「3つの視点」である「B P Rの徹底」、「全体最適の実現」、「利用者視点の重視と『見える化』」でくくりなおし、概観する。

B P Rの徹底(業務全体の改革・見直し、非I T対策の必要性)

現状業務のまま漫然とI Tを導入しては、単なるコスト増を招きかねない。I Tの投資対効果を最大限引き出すためには、I T導入とあわせて業務自体の簡素化・効率化を徹底し、現状を固定化するようなI T化を避けねばならない。換言すれば、非I T施策を含めたB P Rを徹底的に行う必要がある。なお、業務改善の検討を早急に行い、官民一体となって取り組むI T化を滞らせないこと、及び医療機関等に過度な負担を生じさせない制度設計を前提とすることが必須となる。

<レセプトオンライン化におけるB P R>

- ・ 診療報酬体系の簡素化と算定ルールの明確化を行う。これによりレセプト返戻件数の減少、都道府県間における審査基準の差異の解消、診療報酬業務全体の効率化、機械審査の導入、患者にわかりやすい医療費内容、などを実現する。
- ・ レセプトの機械審査、オンライン化に合わせた都度請求・都度審査の導入により診療報酬請求・審査サイクルの見直しを行う。これにより、レセプトの返戻、事務の迅速化や不適切な重複診療の抑制、保険者からの支払の迅速化が可能となるほか、感染症等の疾病動向の迅速な把握にも活用できる。
- ・ レセプトの原請求だけでなく、返戻レセプトや査定通知(増減点連絡書)を含む診療報酬請求業務全体をオンライン化する。

- ・ 診療報酬改定の準備期間が短いため、改定に対応するための負荷が高くなっており、改定の施行時期の見直しなどによる改定準備期間の確保や、改定に対応するための作業を簡便化するためにレセプト電算処理システムのマスタと連携した電子点数表を作成し、紙の点数表告示とともに公開する等の方策を検討する。これにより診療報酬改定に係わる負担を軽減する。

< 個人の健康情報における B P R >

- ・ 個人が健康情報を生涯にわたり安全かつ便利に管理・利用できるような仕組みとして、国際的な標準化と整合性を前提にした標準的電子フォーマットによる情報提供などの仕組みを推進する。
- ・ 健康情報の疫学的活用を図るために主要な疾病に関して、匿名で収集すべき項目や収集・活用主体及びその方法について、2007 年度中に結論を得るべきである。
- ・ 医療提携の全国的な展開については、各地域内における医療連携を実現し、それらを相互接続することで地域間、全国規模へと拡大していく方法が現実的である。
- ・ 地域医療連携に向けた医療機関の情報化を推進するために、機能・規模から見て、院内の情報化を急がない医療機関については、医療連携を電子的に行うための情報化を先行するべきである。
- ・ 遠隔医療を推進するため、医療機関に専属する専門職の人数だけでなく、一定の基準を満たした場合には遠隔医療で支援可能な専門職の人数を診療報酬加算に関する施設基準の条件に含めることなどの推進方策を検討すべきである。
- ・ 地域医療連携を長期的に安定させるために、長期的にコストの削減につながる経済的なインセンティブ、医療の質の向上等を見込める規制的手法の活用などを、医療機関・医療従事者の負担を軽減する前提で取り入れるべきである。

< 医療情報化の共通基盤における B P R >

- ・ ネットワーク基盤は、現在の業務フローを見直した上で構築するとともに、将来の他業務への応用も視野に入れ、業務を固定化しないようにしなければならない。
- ・ 健康情報の疫学的活用や健康政策への活用を図るには、レセプトオンライン化により集積されるデータや健診結果などの健康情報を、匿名化された分野横断的なデータベースとして整備し、国の機関だけでなく、公衆衛生学、疫学、医療経済学などの研究者が一定の手続きのもとで分析し結果を国民に公表できる枠組みを整備すべきである。

全体最適の実現（「たこつぼ化」の排除）

施策毎・プロジェクト毎に異なる担当部局がそれぞれ整合性に欠けた取り組みを行った場合、本来なら共通に整備すべき基盤への重複投資を招くことになり、結果として国民・利用者の経済的負担を増大させるばかりでなく、短期間で効果をあげることが難しくなる。この事態を回避するためには関係部局、機関の「たこつぼ化」を排するとともに、政策効果の最大化、最終的な姿を明確にした全体最適を目指すことが不可欠である。

政府、地方自治体、医療機関等がそれぞれ I T 導入の全体最適に関する責任部局を明確に

し、その下で関係するプロジェクト群の全体最適のための工程表を作成し、定期的に進行管理を行うことが必要である。この課題認識から、以下の対応策が抽出できる。

<レセプトオンライン化における全体最適>

- ・ レセプトオンライン化のネットワーク基盤は、医療・健康・介護・福祉分野で横断的に広汎な活用が可能となるよう拡張性の高いものとすべきである。医療分野の中においても、被保険者資格の確認や処方箋電子化等への活用が期待される。
- ・ レセプトのオンライン化に向けたネットワーク基盤整備が先行しているが、この基盤を活用した地域医療連携等を阻害することのないように、セキュリティの基本的な考え方や要件について整合性をはかり、ガイドラインを統一する。

<個人の健康情報における全体最適>

- ・ 学校における健康診断や職場における健康診査など各種健診データ間の連携を図り、生涯を通じて健診結果を電子的に活用することが出来るようにする。
- ・ 診療情報、健診結果、レセプトデータ等の健康情報全般については、個人からのアクセスにも配慮し、各分野の範囲内での活用にとどまらず、分野横断的な活用にしていかなければならない。

<医療情報化の共通基盤における全体最適>

- ・ 医療情報化の推進にあたっては、異なるシステムベンダーの医療情報システム間で情報のやりとりを円滑化するための用語やコードの標準化が必要である。
- ・ 2つのセキュリティガイドラインが存在しており、医療機関が混乱している。セキュリティの基本的な考え方及び要件について整合を図り、ガイドラインは統一する。
- ・ 同一の目的のための認証基盤を診療情報、健診結果、レセプトデータ等の情報別に構築してしまわないように共通化をすべきである。
- ・ ネットワーク基盤については、特定のベンダーに運用等を依存することのないオープン性を満たすことも重要である。
- ・ 病院間、病院・診療所間、医療機関・支払機関間、及び地域間等、それぞれのレベルの連携において、各主体の役割を明確化するべきである。

利用者視点の重視と「見える化」

医療のIT化は、利用者（国民・医療従事者・保険者等）視点からの効果を最大化し、かつ利用者がその効果を実感できるものでなければならない。このため、関係者の意見の相違や阻害要因等を可視化（「見える化」）した上で、政策を利用者の実感に近い指標も用いて評価する必要がある。同時に、ITによる構造改革の効果を最大化すべく、PDCAサイクルを継続的に回していくことが必要である。

この課題認識は全対応策の検討に必要であり、そのためには医療機関等へのIT及び可視化の力を持つ人材の配備と、医師等の専門職に対するIT活用支援が必要である。

<医療情報化の共通基盤における利用者視点の重視>

- ・ 現場で活用しやすいユーザーインターフェースを開発しなければならない。たとえば患

者の診療や看護の現場ではキーボードやマウスの使用は効率が悪く、専門職のIT活用
 負荷を低減するインターフェースを開発すべきである。

(2) パイロット調査の結果と医療における評価指標(案)

パイロット調査によると、レセプトのオンライン化の前提となる医事会計システムについて、導入した医療機関の多くが、診療報酬の請求業務全体(特にレセプトの作成、印刷、診療報酬改定対応)について効率化を実感しているとの結果が出た。審査支払機関及び保険者でも同様に業務の効率化を実感している。

電子カルテを含む統合系医療情報システムを導入した医療機関では、情報の共有化や業務の効率化を実感している等、一定の成果が見られた。

個人の健康診断情報を統計的に分析している保険者は22%であり、そのうち、健康指導の質の向上が感じられた保険者は72%である。一方で患者については、健康指導の内容に明らかに「満足」または「どちらかといえば満足した」という患者は53%に達している。

セキュリティに関しては、保険者と同時に一般国民も医療情報ネットワーク上のセキュリティに不安を持っていることも判明しており、HPKIのようなセキュリティ基盤の構築、ネットワークセキュリティ技術の開発等に関する取り組みの今後に注目したい。但し、今回の調査結果については、本調査が試行的に行ったものであることから、そのデータの信頼性については慎重な精査が必要であり、取り扱いには注意を要する。

医療における評価指標(案)は下記のとおりである。なお、指標の選定については臨床の成果に対する指標を考慮すること、調査対象設定に関しては実感の回答者が現場の医師か病院職員かを分けること、Web調査における回答者のIT利用環境の偏りなどが留意すべき点として指摘できる。

成果指標	実感指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の請求義務の効率化 ・ 審査支払機関の業務の効率化 ・ 保険者の業務の効率化 ・ レセプト返戻件数の減少件数 ・ 審査支払機関の作業負担軽減率 ・ 電子紹介状を受けたことがある患者の割合 ・ 電子カルテで説明を受けたことがある患者の割合 ・ 電子カルテ等を活用して連携している医療機関数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬請求業務の効率化を実感している医療機関・支払審査機関・保険者の割合 ・ 医療費内容がわかり易くなったと実感している国民の割合 ・ 診療報酬請求・審査サイクルが短縮されたと実感している医療機関・支払審査機関・保険者の割合 ・ 健康指導の質が向上したと考える保険者の割合 ・ 健康指導に満足している被保険者の割合 ・ 統合系システムによる業務の効率化、医療安全の向上等を実感している医療機関の割合 ・ 院内業務へのコピキタス関連技術の導入が業務効率化に寄与したと考える医療機関の割合 ・ セキュリティに不安がある医療機関・国民の割合 ・ 遠隔医療により地域格差等が緩和したと思う都道府県 ・ 遠隔地の住民における遠隔医療への満足度 ・ ITの活用によりプロフェッショナリズムを発揮できたと実感している医療従事者の割合 ・ ITの活用により医療の質の向上や安心を実感している患者の割合 ・ 健康情報に容易にアクセスできるようになって便利だと感じている被保険者の割合

図表 2.1 医療評価委員会報告書の論点構造の「見える化」

1.下線・斜体部は、政府自己評価アンケート結果(付属資料1)の「対応施策」欄を引用した箇所を示す。
 2.下線・斜体部は、政府自己評価アンケート結果(付属資料1)の「戦略上の「目標」欄」「(参考)「方策」」に照らしたアウトプット指標、または「方策」に照らしたアウトカム指標、欄を引用した箇所を示す。

医療評価委員会報告書の項目	施策 1	施策の進捗		進捗状況(Do)		報告書該当箇所	課題(Check)	解決に向けた方向性		対応時期
		目標(Plan) 2		進捗状況(Do)				改善策(Action)への方向性		
		目標年度	目標値	現状値	現状値			継続終了	実施開始	
レセプト完全オンライン化	「 <u>速くとも2011年度当初までに、レセプトの完全オンライン化により医療従事者の負担を大幅に削減するとともに、レセプトのデータベース化とその医学的活用により予防医療等を推進し、国民医療費を適正化する。</u> 」	2011年度	100%			(1)1 診療報酬体系の簡素化・明確化[BPR]	医療機関から請求する際の事前チェックが不十分、レセプト返戻が発生。 ・算定ルールが不明確のため、審査において各都道府県で異なる解釈が発生。 ・高度で複雑なレセプトに審査委員の医学的知見を集中するために、事務職員による疑義付せん貼り付け作業の負担が重い。 ・患者にとって、かかった医療費内容がわかりにくい。 ・受診日から審査結果判明までに数ヶ月を要するため、精算時における患者との連絡等の手間がかかる。 ・現状では医療機関は日単位、週単位の経営判断が著しく難しく、真に効率的な運営が困難。 ・全国から月単位でレセプトが一斉送信されるため、システムに負担がかかる時期が偏る、負担の平均化が必要。	・診療報酬関連業務全体の効率化を図るために、診療報酬の簡素化、算定ルールの明確化を進めるべき。 ・審査委員が高度で複雑なレセプトに集中できるよう、審査の基準を明確にし、機械による審査を導入すべき。 ・薬理、薬効作用を含め、正当で合理的な診療行為の実態を十分に踏まえた審査基準にすべき。	原則として2007年度	
医療機関と審査支払機関間のオンライン化	「 <u>医療機関、薬局と審査支払機関間のレセプトの提出及び受領の完全オンライン化</u> 」	2011年度	100%	・7医療機関がオンラインで審査支払機関へのレセプト提出を開始。 ・レセプト電算処理システムのへの参加は、調剤薬局が8割弱、病院が3割強。診療所の参加率は低い。 ・歯科レセプトのオンライン化は今後取り組む予定。 ・厚労省は2006年度に審査支払機関に対するオンラインシステム整備のための補助を行い、ネットワーク基盤等を構築している。	・7機関 ・レセ電参加率、薬局7割、病院3割弱	(1)1 請求審査サイクルの見直し[BPR]	・オンラインで請求を行った場合でも、記入ミスや被保険者資格の誤り等によるレセプト差し戻し(辺戻)や、査定通知(増減点連絡書)は、紙で返送される。	・現在、毎月1回と定められている請求について、診療を行う毎にその都度請求が可能となる仕組みの実現に向けて検討を進めるべき。それによりレセプトの返戻事務の迅速化や、不適切な重複診療の抑制、保険者からの支払いの迅速化が可能となるほか、感染症等の疾病動向の迅速な把握にも活用できる。 ・審査基準の明確化により一部機械審査が可能となったレセプトについては都度審査を行うことも検討すべきである。医学的判断が必要な審査は、専門家が集まる時期に集中して実施することが合理的。	原則として2007年度	
審査支払機関と保険者間のオンライン化	「 <u>審査支払機関と保険者の間のレセプトの提出及び受領の完全オンライン化</u> 」	2011年度	100%	・2006年度中に5つの保険者が、審査支払機関からのオンラインでレセプトの受付の開始を予定。 ・厚労省は2006年度に審査支払機関に対するオンラインシステム整備のための補助を行い、ネットワーク基盤等を構築している。	5保険者	(1)1 診療報酬改定に伴う負担の低減[BPR]	レセプトコンピュータの改修が短期間に集中的に行われており、そのピークロードに合わせたITベンダーの作業人員確保が、診療報酬改定に伴う医療機関等の負担を引き上げているとの指摘がある。 ・診療報酬の訂正及び疑義解釈等を示すための十分な期間が確保されず、改定の適用後にも修正が行われており、それを反映するためのレセプトコンピュータ改修の手戻りや、手書き請求が生じている。	・レセプトの請求のみならず、返戻されるレセプトや査定通知を含む診療報酬請求業務全体を、紙の授受ではなく、オンライン化するべき。	2008年度	
レセプトのオンライン提出及び受領の奨励策	「 <u>レセプトの完全オンライン化への円滑な移行の奨励</u> 」	2011年度	100%	・2006年度の診療報酬改定の中で、電子化加算を創設した。	創設	(1)3 ネットワーク基盤の活用[BPR、全体最適]	・資格過誤による返戻が生じた場合、医療機関は患者に問い合わせで正しい請求先等を確認した上で再請求を行う必要が生じる。正しい請求先が特定できない場合は請求自体ができない場合もある。資格過誤による返戻は、医療機関等では被保険者証が有効か否かを診察等のタイミングで確認できないために生じていると考えられる。	・診療報酬改定に係る負担を軽減するため、例えば、診療報酬改定の施行時期の見直しなどによる改定準備期間の確保や、改訂作業が簡便になるようレセプト電算処理システムのマスタと連携した電子点数表を作成し紙の点数表の告示とともに公開する、等の方策を検討し、2008年度の診療報酬改定までに対応すべきである。そのために、短期間でレセプトコンピュータの改修を行うことによる負担や疑義解釈等が遅れて示されることによる負担について、レセコンベンダーからデータの提供を受けつつ、その実態を早急に把握すべき。	原則として2007年度	
医事会計システムの標準コード搭載	「 <u>レセプトコンピュータへの標準コードの搭載</u> 」	2010年度	100%	・経産省が関係業界への要請を行っており、市販されているシステムの7割に標準搭載されている。	搭載率7割		・複数の医療機関を受診しているような場合、それぞれ処方せんを交付する医師は正確に調剤や服薬指導の結果がわからず、患者も薬剤の色などしか認識していないことが多いため、服用している薬剤の成分が正確に把握できない。また、医師は、他の医療機関での患者への投薬情報がわからないまま処方を行わざるを得ない。その結果、薬の飲み合わせによる事故が起こりかねない。さらに、紙の処方箋は容易にコピー可能で、改ざん等の検出機能もなく、薬の不法取得などの問題が指摘されている。処方情報の機械的な監査も困難で、薬品名や投与量の読み間違いも防止できない。 ・患者も医師も容易に投薬情報の把握が可能となり、コピー等の改ざんによる不正取得や薬品名や投与量の読み間違いを防ぐためには、処方箋の電子化が必要である。しかしながら、電子化に対応できる特定の薬局でしか調剤できなくなり、患者が調剤薬局を自由に選択できなくなる等が課題となっている。レセプトオンライン化の経済効果予測は定性的なものにとどまり、定量的な予測や目標設定はなされていない	・レセプト完全オンライン化により、全ての医療機関等と保険者がネットワークで接続可能となることから、診察の際にオンラインで問い合わせ、被保険者資格の確認ができるようにすべきである。	原則として2007年度	
診療報酬体系の簡素化と点数表の電子化	「 <u>診療報酬体系の簡素化・電子化</u> 」	2008年度		・2006年度診療報酬改定にあたり、患者にとってわかりやすいという観点に立って簡素化を図った。 ・電子媒体による診療報酬点数表の暫定版を提供した。						
ネットワーク基盤の活用(被保険者資格の確認、処方箋の電子化)	「 <u>オンラインネットワークを活用した診療窓口での被保険者名簿への即時照会システムの構築</u> 」	2011年度	オンライン照会	・資格過誤による返戻の数は、年間約900万件(全レセプト件数の0.5%)生じており、このうちの約5割は被保険者資格が確認できていないことにより生じている。	資格過誤による返戻の数は、年間約900万件(全レセプト件数の0.5%) うち約5割は被保険者資格確認不能					

医療評価委員会 報告書の項目	施策 1	目標(Plan) 2		進捗状況(Do)		報告書 該当箇所	課題(Check)	改善策(Action)への方向性		対応時期	
		目標年度	目標値		現状値			検討 終了	実施 開始		
健康情報の活用と地域医療連携の推進											
a)健康情報の活用		2010年度までに個人の健康情報を「生涯を通じて」活用できる基盤を作り、国民が自らの健康状態を把握し、健康の増進に努めることを支援する。				(2)1) 健康情報を個人が自ら管理・利用する仕組み作り[BPR]	・診療情報、健診結果、レセプトデータ等の健康情報は、電子的な提供を前提としていない。このため、個人が、提供された情報を効率的に管理し、各種サービス享受等に利用することが難しい。	・個人が自らの健康情報を管理・利用するために、診療情報、健診結果、レセプトデータ等の健康情報が医療機関等から個人に原則提供されることが必要である。その際、標準的な電子フォーマットによる情報提供を推進するとともに、情報を個人が安全かつ利便に管理・利用できる仕組みを検討すべきである。	原則として2007年度		
健診結果及びレセプトデータの収集体制の構築	・健診結果及びレセプトデータの収集体制の構築 ・全国的に収集するべき健康情報のあり方及び分析の仕組みの確立 ・個人が自ら健康情報を管理し健康増進等に活用するための仕組みの確立	・健診項目、標準的な電子データ形式、管理運営方法等の検討	2006年度中	取りまとめ	・2008年以降、生活習慣病対策の一環として保険者による健診・保健指導等が義務づけられることが決定している。これに向け厚生労働省では、保険者が収集すべき健診項目、標準的な電子データ形式、管理運営方法等について「標準的な健診・保健指導プログラム(暫定版)」の中で取り纏め、2006年度中に完成版を定めることを目標に取り組んでいる。	(2)1) 医療機関等における健康情報の分野横断的な活用[全体最適]	・診療情報、健診結果、レセプトデータ等の健康情報は、本人にとっては一連のものであるが、制度の範囲内でのみ活用され、相互に活用されていない。	・診療情報、健診結果、レセプトデータ等の健康情報全般については、各分野の範囲内での活用にとどまらず、たとえば、医療機関において診察時に患者が健診結果を示すなど、医療・健康・福祉・介護分野のそれぞれのサービスの提供現場において横断的に活用するために、健康情報を提供できるようにするべきである。	原則として2007年度		
			2007年度	収集・管理施行	・同プログラムに基づき電子的な健診データの収集を含め、試行事業を実施しており、2007年度からは健診結果等の収集・管理を施行予定。	(2)1) 全国的な健康情報の収集・分析とその疫学的活用[BPR]	・上位50～100疾病程度で医療費、有病率の大部分を占めるとされており、これらの疾病に関する詳細な情報を蓄積し、根拠に基づいた質の高い医療の提供につながる疫学的分析や、適切な医療行政に活用する方向で検討すべきである。しかしながら、現在の統計情報は情報量及び収集の頻度等において十分ではなく、また、十分な情報を収集するための国民のコンセンサスが得られていない。	根拠に基づいた医療や適切な医療行政を行うためには、主要な疾病に関する詳細な情報を収集・蓄積し、目的が公益に合う範囲で、できるだけ広く活用を図ることが必要である。このため、匿名で収集すべき項目や収集体制、活用を認められる主体や目的等について2007年度中には結論を得るべきである。	2007年度中		
			2007年度	収集・活用仕組み検討	・さらに2007年度には全国レベルで健康情報の収集・活用する仕組みについて検討を予定。				併せて、個人情報保護に配慮し健康情報を匿名化した上で、健康情報を時系列で分析するための仕組みや健康情報の活用状況に関する透明性を確保する仕組みなどを実現すべきである。	こうした健康情報の疫学的活用が個人のプライバシーを守りながら実施できることを具体的に示しつつ、国民の理解を得るためのオープンな議論を行うことが必要である。	原則として2007年度
b)地域医療連携		個人目的を明確化した上で、電子カルテ等の医療情報システムとの普及を推進し、医療の質の向上、医療安全の確保、医療機関間の連携等を積極的に促進する。遠隔医療を推進し、高度な医療を含め地域における医療水準の格差を解消する。				(2)2) ITを活用した地域医療連携の推進[BPR]	・ITを活用した地域医療連携はこれまでいくつも取り組まれてきたが、医療現場に根付くことができなかったものも少なくない。その要因は技術的な基盤が確立されていなかったことに加え、標準化やネットワーク基盤など全国共通で検討すべき課題や、医療機関間の役割分担や相互の信頼関係が十分構築されていないなど地域において検討すべき課題がある。これまでの推進方針においては、これらの課題が明確化されておらず、十分な検討がされていなかったことが考えられる。	・全国共通で検討すべき課題について、関係者が協力して解決に向けて取り組むことが必要である。長期的に安定した医療連携が行われるためには、利用者がITの利活用を積極的に図るよう、下記のような環境整備が不可欠である。 1. 経済的なインセンティブを与える。 ・法律等による規制的手法を活用する。 ・IT化の障壁となっている制度・慣行等を改革する。 ・ITを活用している医療機関を患者が選択しやすくすること。 ・医療機関・医療従事者の負担を軽減すること。 ・なお、補助金等により国が支援を行う場合は、長期的にコストの削減につながる場合や、医療の質の向上等の効果が見込まれるものなどに重点化すべきである。 ・また、地域における課題については、以下の観点での検討が必要である。 ・医療連携実現のためには、医療機関間の信頼関係醸成が必要となる。また、運用後も、連携における問題点の解決などを通じて、その効果を実感することが重要である。 ・医療連携普及には、患者がそのメリットを十分に理解し受療行動を変えることが必要。患者の意識を変える為の方策として、フランスのDMP(個人医療ファイル・Dossier Medical Personnel)のように、患者が自分の電子化された診療データを自ら管理し、診療時に医師に参照させる仕組みを提供することを検討すべき。 ・ITを活用した地域医療連携実現のためには、医療機関のIT投資に対して、患者や保険者等も含めた受益者の応分の負担により安定的かつ長期的に運用できるよう、十分な検討がされるべきである。	原則として2007年度		
電子カルテの導入支援	大規模医療機関間の情報化支援	体系的なデータ交換規約を構築するとともに、その規約の活用をベンダーに働きかける補助実績	2006年度		医療情報システムの相互運用性の実証事業を通じて、医療情報システムにおけるデータフォーマット及びデータ交換規約等の開発・実証を実施。	(2)2) 地域医療連携に向けた医療機関の情報化の推進[BPR]	・患者の紹介や他の医療機関の専門医との連携などの地域医療連携を行う際に、多数の検査画像等を含む患者の診療情報を医療機関間で授受するためには電子的な情報連携が効率的であるが、そのために必要な医療機関の情報化が進んでいない。	・医療機関において、他の医療機関と情報を電子的に授受できるような機能を有した情報化を推進すべきである。特に、機能・規模から見て、院内の情報化を急がない医療機関については一律に院内の情報化を推進するのではなく、医療連携を電子的に行うための情報化を先行するべきである。	原則として2007年度		
			2005年度～		地域診療情報連携推進事業により、中核的医療機関にWeb型電子カルテを整備し、地域の診療所等が導入費用負担を軽減しつつ診療情報連携を図る事業を支援。(2005年度～)	(3)3)現場で活用しやすいユーザーインターフェースの開発	・患者の診察や看護を行いながら情報の入出力を行うには、キーボードやマウスの使用では効率が悪く、医師や看護師等の専門職のIT活用にかかる負担が高まる。	・診療・看護等の現場において、情報の入出力が飛躍的に改善するようなユーザーインターフェースの開発を推進すべきである。			
			2006年度		標準化に配慮しつつ、医療関係文書の電子化を推進するため通知を発出し、電子化、標準化を推進すると共に、患者向けの電子的診療情報提供により特定医療費が請求できる条件を明確化した。(2006年6月22日)						
小規模医療機関の情報化支援	小規模医療機関間の情報化支援	診療情報提供書を標準的な情報交換規約に則して作成する機能に特化したソフトウェアの開発・配布	2007年度～		・小規模医療機関を対象とした情報化施策としては、診療情報連携のために必要な診療情報提供書を標準的な情報交換規約に則して作成する機能に特化したソフトウェアの開発を開発中であり、2007年度から無償で配布予定。						
相互運用性の確保	医療の情報化に係る標準化の推進	・医療情報システムにおけるデータフォーマット及びデータ交換規約等の開発・実証を実施 ・医療機関の機能や規模に応じたシステム導入負担軽減事業実施	2006年度	開発・実証を実施	・経済産業省は、厚生労働省の参加の下、2006年度に医療情報システムの相互運用性の実証実験を通じて、医療情報システムにおけるデータフォーマット及びデータ交換規約等の開発・実証を実施中	(3)1) 維持管理体制の確立[全体最適]	・標準策定後の維持管理が必須であり、HL7JAPAN、IHE - J、JIRA、JAHIS、MEDIS-DCなど、各種標準の策定・維持管理及びその導入方策を策定する団体に求められる役割は大きい。しかしながら、現場の要望を吸い上げる仕組みが不明確であり、標準化活動に取り組む人材に対する十分な評価の仕組みも未整備である。	・維持管理においては、現場の医療従事者等からの標準の更新要望をできるだけ迅速に反映できるよう仕組みを構築すべきである。 ・各種標準の策定・維持管理及びその導入方策を策定などの活動に対して、行政からのサポートや助言が必要である。	原則として2007年度		
			2007年度	事業実施	・2007年度からは、厚生労働省は、医療情報システム間の相互運用性確保状況を、標準化団体による接続試験結果をもって医療機関に公表し、マルチベンダー化を推進することにより、医療機関の機能や規模に応じたシステムの導入負担の軽減を図る事業の実施を予定。	(3)1) 標準の体系の明確化[全体最適]	・医療・健康・介護・福祉各分野において必要な標準がどの程度整備されている、何を取り組むべきかに関して、医療機関・システムベンダー・行政の間で共通の認識が必ずしもできていない。	・標準化は、医療・健康・介護・福祉各分野の情報が相互に活用できるよう、分野間で齟齬が無いようにすべきである。 ・標準策定にあたっては、標準化が必要な範囲と実施スケジュールを明らかにすることが重要であり、行政のリードの下、医療機関とベンダー等とが協力した推進体制を構築すべきである。	原則として2007年度		
地域医療連携に向けた標準の策定	遠隔医療における医療機関間の連携強化と診断支援の推進	地域医療連携推進のために必要な標準を策定する。	2008年度		・経済産業省では、地域の医療機関が患者の疾患や病気に応じた治療の計画に従い、切れ目なく連携するために必要な情報システムの標準化及び実証事業を2006年9月に開始している。	(3)1) 標準の普及に向けた方策	・これまで策定されてきた標準が十分普及しておらず、異なるベンダーのシステム連携や医療機関間の連携等を阻害している。	・地域の医療機関間の情報連携を行うため、医療機関間の情報交換に係る標準の普及をまずは推進すべき。 ・医療機関内の情報化にあたっては、適正な費用負担により必要な医療情報システムだけを導入できるようにすることが重要である。そのために、医療情報システムのマルチベンダー化の推進を図り、相互運用性の確保のための取組を進めるべきである。 ・標準を普及するためには、国際標準化に向けた活動へも積極的に参加する必要がある。	原則として2007年度		
遠隔医療の支援	遠隔医療における医療機関間の連携強化と診断支援の推進	地域における医療機関間の情報連携の促進	2006年度	28施設	・厚生労働省により2001年度から2005年度末までに37都道府県における280ヶ所について導入補助を実施し、2006年度には28施設に補助を予定。	(2)2) 遠隔医療の推進[BPR]	遠隔医療は、医師の不足という地理的要因の克服だけではなく専門医等との機能連携による医師の専門性を補完するものである。人的医療資源の偏在による医療サービス格差の是正のために、推進すべき地域連携の一つの形であるが、このような連携を推進するための方策が不足している。	・遠隔医療を推進するため、医療機関に専属する専門職の人数だけでなく、一定の基準を満たした場合には遠隔医療によって支援可能な専門職の人数を診療報酬加算に関する施設基準の条件に含めること等の推進方策を検討すべきである。	原則として2007年度		

医療評価委員会 報告書の項目	施策 1	施策の進捗			進捗状況 (Do)	報告書 該当箇所	課題 課題 (Check)	解決に向けた方向性 改善策 (Action) への方向性	対応時期	
		目標 (Plan) 2		現状値					検討 終了	実施 開始
		目標年度	目標値							
医療情報化の共通基 盤										
HPKIの構築	医療評審委員会の認証基 盤の構築	公開鍵基盤	2006年度	構築完了	・HPKI(保健医療福祉分野の公開鍵基盤:Healthcare Public Key Infrastructure)については、厚生労働省自らがルート認証局となる公開鍵基盤を2006年度に構築し、2007年度より運営の開始を予定。	(3)2 認証局の構築・運用の共通化[全体最適]	医療分野の情報化に伴い、医療機関や保険者等の機関の認証や医師等の有資格者認証など目的に応じた認証基盤を構築する必要がある。認証基盤についても重複することのないよう、共通的に活用できることが求められる。	同一の目的のための認証基盤を診療情報、健診結果、レセプトデータ等の情報別に構築することのないように、共通化するべきである。		原則として2007年度
ネットワークのセキュリティガイドライン	安全かつ安価な大容量ネットワーク構築とそのための技術開発	セキュリティ要件等のガイドライン	2007年度	策定	・ネットワーク基盤については、総務省、経済産業省の技術的監修の下、厚生労働省においてセキュリティ要件等の定義をガイドラインとしてとりまとめる事業を実施している。	(3)2 ネットワークのセキュリティ基準及びガイドラインの統一[全体最適]	健康情報は重要な個人情報であり、セキュリティに十分配慮する必要がある。このため、セキュリティと利便性を両立させるためのネットワークセキュリティに関するガイドラインが重要である。 現在、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に加え、「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」が既に存在し、医療機関は両ガイドラインを参照する必要があるが、医療機関の現場において混乱が生じている。また、診療情報やオンライン請求以外の健康情報については、ガイドラインが整備されていない。医療機関等に混乱が生じないよう、セキュリティ基準やガイドラインを統一する必要がある。	医療機関が情報化に取り進む際に混乱することのないよう、各情報に関するセキュリティの基本的な考え方や要件について整合を図り、ガイドラインを統一していくべきである。		原則として2007年度
		地域公共ネットワーク等の活用に向けた「医療・健康・福祉アプリケーション基本提案書」の策定	2006年度	策定	・総務省では、地域公共ネットワーク等を活用し、通常の健康情報・医療情報等を災害時に活用する実証実験を2006年12月に実施。 ・2006年度末に「医療・健康・福祉アプリケーション基本提案書(第一版)」の策定を予定。	(3)2 医療・健康・福祉分野での統一ネットワーク基盤[BPR]全体最適	医療・健康・介護・福祉分野の情報化における利用者である医療機関、薬局等の安全な情報伝送のために、それら相互間をメッシュ状に接続するネットワーク基盤が必要となる。そのための投資が個別分野で最適化された結果、他分野での利用が妨げられないよう、分野横断的に共通して活用できることが求められる。さらに、個人からのアクセスにも配慮したネットワーク基盤の構築が求められる。 また、将来に渡って業務の見直し等を可能とするため、その構築方法・運用等が個別のベンダー・方式に依存することのないオープンなネットワークとする必要がある。	健康情報については、医療・健康・介護・福祉分野で広く活用する必要がある。このため、2011年度当初までに実現されるレセプト完全オンライン化のために必要となるネットワーク基盤は、オンライン請求のみならず、医療・健康・介護・福祉分野横断的に広範な活用が行いうる拡張性の高い基盤として構築すべきである。 ネットワーク基盤を利用する主体は医療・健康・介護・福祉分野に広く認めるとともに、それぞれが単一のネットワーク基盤に接続すれば全ての情報を通信できるようにするべきである。 ネットワーク基盤は、現在の業務フローを見直した上で構築するとともに、将来の他業務への応用も視野に入れ、業務を固定化しないよう、配慮すべきである。 さらに、日本版EHRの実現を念頭に、医療機関等だけでなく個人からのアクセスも可能となるよう、配慮すべきである。		原則として2007年度
ネットワークセキュリティ技術の開発	安全かつ安価な大容量ネットワーク構築とそのための技術開発	暗号化技術を活用した通信技術の開発	2006年度	開発完了	・総務省は、IP層での暗号化技術を活用し、必要時のみ通信経路を確保する技術を開発中。		先行してオンライン化が進んでいるレセプトオンラインはこの方式を採用しており、問題、このままではたこつばの懸念がある。			原則として2007年度
ICカード等の導入のあり方の検討	医療・介護・年金等の公共分野におけるICカードの導入のあり方の検討	公共分野におけるICカード導入のあり方検討	2007年度夏	検討終了	・厚生労働省において、2006年4月に医療・介護・年金等の公共分野におけるICカードの導入のあり方について検討会を立ち上げている。	(3)2 患者・国民の本人確認の高度化[全体最適]	医療・健康・介護・福祉分野の情報を患者・国民が安全に活用するにあたっては、セキュリティに対して漠然とした不安が存在すると考えられる。このため、情報にアクセスする際の本人確認の高度化についての検討が必要となる。	本人確認を高度化する一つの方策として、健康情報へのアクセスにおけるICカードの活用等による厳格な本人確認について検討すべきである。その際、公的個人認証の活用も十分検討すべきである。 本人確認へのICカードの活用の検討においては、医療・健康・介護・福祉分野以外で既に発行されている住基カード等との相乗りの可能性を十分に検討するべきである。		原則として2007年度
		公的個人認証サービス制度・運用面検討	2006年度	検討終了	・総務省において、公的個人認証サービスの利活用の促進を図るための課題と方策について、主に制度・運用面から検討する有識者会議を開催し、2006年度末を目途に論点整理を取りまとめる予定。					
その他										
コピキタス技術の活用	医療機関におけるコピキタス技術の活用	総務省が行うコピキタス関連技術の活用に関する普及啓発活動	2010年度	80回	・総務省は医療関係者が開催するセミナー等でコピキタス関連技術を紹介する講演等を計13回行うとともに、総務省主催で海外の研究者も招聘したコピキタス健康医療シンポジウムを開催した。					
		医療用医薬品バーコード体系	2006年度	実施要領通知	・厚生労働省は医療用医薬品へのバーコード表示のコード体系を決定し、2006年9月15日にその実施要領を通知した。					
地上波デジタルテレビ放送の活用	地上デジタルテレビ放送を活用した医療サービスへの推進	地上デジタル放送を活用し、救急時の効果的な患者搬送・搬送への対応の実現	2006年	調査研究の実施(2006)	・地上デジタルテレビ放送の高度な利活用を促進するため、サーバー型放送の保健・医療・福祉における実証実験を実施中。					

2.2 電子行政

電子政府評価委員会報告書では、「利用者目線」、「BPR」、「全体最適」という3つの視点から To-Be モデル（理想型）を構想し、As-Is（現状）を改革するためのベンチマークとして、「利用者視点に立った見える化と業務・サービス改革」、「IT・非ITの一体的改革と連携強化による全体最適の推進」、「安全・安心で費用対効果の高い共通基盤の整備・普及」、「利用者視点に立った成果主義の徹底」という解決に向けた4つの方向性が提示されている。本報告書では、この報告に基づいて現状、課題、そして解決に向けた方向性を概観する。

なお、電子政府評価委員会報告書を論点構造の「見える化」の観点から図表2.2のとおりまとめている。

（1）施策の進捗状況

行政手続のオンライン化においては、国民・企業等利用者が利便性・サービス向上を実感できる電子行政（電子政府及び電子自治体）を実現し、申請・届出等手続におけるオンライン利用率²50%以上を2010年度までに達成することが目標とされている。

現在、オンライン申請が可能な手続は全手続の約96%に至るが、オンライン利用率は11.3%（2005年度末現在）と低位にとどまる。そのため、2006年3月に「オンライン利用促進のための行動計画」を定め、利用者視点に立ったシステム整備、手続の簡素化・合理化、処理期間の短縮等具体的利用促進措置の推進を開始したところである。例えば、全府省を通じた窓口の一元化を進めるとともに、「電子政府利用支援センター」を設けるなど、利用者視点に立った施策に取り組んでいる。

個別手続を見てみると、登記手続のオンライン利用促進においては、登記申請書作成支援ソフトの仕様公開等の利用者視点に立ったシステムの改善・制度等の見直し、効果的なインセンティブの付与等について検討が行われている。国税電子申告・納税システム（e-Tax）では、所得税・法人税等に係わる申告、全税目の納税、国税関係法令に基づく申請・届出等（電子納税証明書の発行を含む）を行うことができる³。社会保険手続における取り組みに関しては、大量・定期的に行う社会保険の適用関係6手続において利用可能な「磁気媒体届書作成プログラム」の対象に、社会保険の1手続を追加し、さらに、社会保険の資格取得・喪失等と同一契機である雇用保険関係3手続を追加する改修が実施される予定である。自動車保有関係のオンライン利用促進については、所管が異なる自動車保管場所証明・検査登録・自動車諸税の申告・納付の諸手続を一括して申請できるようにしたオンライン申請システムが2005年12月26日から実施されている。

一方、業務・システムの最適化については、業務の最適化やシステム統合化等の効果が

² 行政に対する申請・届出等手続の総件数のうち、オンラインを利用して行われた件数の割合。

³ 平成18年分以降の所得税確定申告期間における24時間受付、オンラインによる還付申告の際の処理期間短縮、等システム改善等の具体的措置が講じられたこともあり、平成18年4月から平成19年1月末までで、既に平成17年度の利用件数の4倍を上回る約985千件の利用があった。

大きいと見込まれる府省共通 23 分野、個別 62 分野について「業務・システム最適化計画」を策定し、政府全体で効率的な電子政府を実現することとされており、府省共通業務・システムについては 23 分野のうち 21 分野（平成 18 年末時点）、旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについては、62 分野のうち 61 分野（平成 19 年 2 月末時点）で最適化計画を策定済である⁴。業務・システムの最適化に係わる投資額は、平成 19 年度投資予定額から約 3 割の削減（998 億円 692 億円）を達成している。

電子政府の推進体制については、CIO⁵の下で、CIO 補佐官の支援・助言等を得て、府省内の情報システム企画、開発、運用、評価等の業務について責任を持って統括する体制を整備した。各府省は、2006 年度から、電子政府を推進する責任者である CIO の下に PMO⁶を設置しつつあり、業務・システム最適化計画の策定、実施及び評価時における総合調整、オンライン申請システム構築・運用等に必要な電子政府関係予算の概算要求、情報システム調達時における総合調整等を実施している。また、2006 年 4 月には、府省横断的な総合調整機能を強化するため、内閣官房 IT 担当室に GPMO⁷を設置した。

電子自治体の状況に関しては、住基ネット、公的個人認証サービス、L G W A N⁸等の基盤が整備・運用されたほか、総務省が「電子自治体オンライン利用促進指針」を策定し、地方公共団体に対しオンライン利用促進計画の策定、利用者視点に立ったシステムの改善等が促進されている。地方公共団体において、上記指針等を参考にオンライン利用促進策を主体的に推進している。

以上、各種施策は順調に進捗してはいるが、課題が全くないという訳ではない。以下では、世界一便利で効率的な電子行政を実現するために、今後取り組まなければならない課題とその解決に向けた方向性について言及する。

（２）課題の抽出と解決に向けた方向性

利用者視点に立った見える化と業務・サービス改革

<利用者目線の業務・サービス改革>

- ・（課題）「オンライン利用促進のための行動計画」は、利用者目線で手続や業務を見直した上でオンライン・サービスを提供していく必要がある。複数の府省間・国と地方間に跨る手続のワンストップ化も進むが、データフォーマットや申請様式が統一されていない場合がある等、全般的に連携不足の状況は否めない。なお、自動車保有関係手続におけるワンストップ・サービスについても、現時点では、サービスの対象が特定地域における新規の登録・検査手続に限定されており、より一層の展開が望まれる。
- ・（方向性）ワンストップ・サービスの推進：各府省は、関連する手続を有する府省ある

⁴ 残りの分野については、本年度末までに最適化計画を策定することとしている。

⁵ Chief Information Officer の略。組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。

⁶ Program Management Office の略。

⁷ E-Government Promotion and Management Office の略。

⁸ Local Government Wide Area Network の略で、総合行政ネットワークのこと。

いは地方公共団体との連携を強化し、利用者の利便性の一層の向上に努め、具体策を講じるべき。

- ・（方向性）利用者行動フローに基づく業務・サービス改革：手続単位ではなく、利用者の行動フローを分析⁹した上で、オンラインの利点を活かした申請手続等の見直しを行い、非IT部分の業務改革を行うことが求められる。利用者が何を目的にしているのか、何のために窓口に向いているのか、という視点での業務改革が必要。

<利用者ニーズの把握とそれに基づく施策の展開>

- ・（課題）利用者が実際にオンライン申請を行う際にどう感じているか、どのような利点を重視しているか、利用上の課題・障害は何か、についての把握・分析が十分とはいえない。
- ・（方向性）利用者のニーズ等の的確な把握：利用者の視点に立って、時間的・場所的・コスト的メリットや利用が伸びない原因を個別具体的に検証し、施策に反映することが必要。その際、個人、企業（規模、業種、部門等）、司法書士や税理士等の利用者ごとに異なるニーズやメリット等を正しく把握する必要がある。
- ・（方向性）利用者ニーズに基づく業務・サービス改革の推進：手続単位ではなく、転居や結婚、出産などのライフイベント単位で、利用者の行動フローに沿った施策実施を検討すべき。国や地方公共団体で発行される各種証明書の交付についても、費用対効果、官民の役割、セキュリティ等を検討の上で、利用者に身近な施設（コンビニエンスストア等）での交付や電子的な交付等を検討すべき。2007年度に社会保険と労働保険の同一契機となる手続については「磁気媒体届書作成プログラム」により一体的なオンライン申請が可能となる予定であり、普及に向けた一層の取り組みが重要になる。

<費用対効果の高い利用促進策の展開>

- ・（課題）オンライン申請の実施方法に関する説明が十分とはいえない、ホームページが分かりにくいなど、利用者への広報活動等が効果的に実施されているとはいえない。
- ・（方向性）費用対効果の高い啓発・広報活動の推進：既に実施されている施策の内容を広く利用者に周知し、実際の利用拡大に結びつけるための一層の努力をすべき。啓発・広報活動においても、費用対効果の分析から認知度向上に結びつく手法の検討が必要。オンライン申請の紙ベースでの申請と比べた時間短縮やコスト削減等の利便性を利用者が実感できるようにしなければならない。
- ・（方向性）利用メリットに対する行政職員の意識向上：メリットを正しく伝える行政の現場職員の意識向上も重要になる。電子申請は中小企業にもメリットが大きく、接点の多い行政の現場職員が利用メリットを把握して説明できるようにする必要がある。
- ・（方向性）インセンティブ措置の導入・周知・広報：オンライン申請を実施した個人・企業・税理士等へのインセンティブ付与も必要。関係府省で対応している手数料の引き下げ、税制の導入、申請時間帯の拡大等は評価でき、今後も各種インセンティブ導入と

⁹ たとえば、住民票の取得のように、それ自体が目的ではなく、別の手続に利用することが目的である行為は多い。

周知・広報が必要。

IT・非ITの一体的改革と連携強化による全体最適の推進

<非IT部分の改革による全体最適の推進>

- ・（課題）利用者の利便性の向上と行政側にとっての業務最適化とを一体として実現することが重要。しかし、既存の業務をそのままシステム化する例も多く、利便性の向上と業務の見直し、簡素・合理化との一体的な実現ができていない。
- ・（方向性）全体最適のための業務プロセスの見直しと連携強化：フロントオフィスにおける申請・届出等手続の利便性を高めるためには、バックオフィスにおける業務プロセスの改革（BPR）が不可欠。業務・システムの最適化に当たっては、ITを導入する前に非IT部分、すなわち業務そのものを優先的に見直して効率化・合理化し、府省間での手続の重複を見直すべき。特に、利用者に大きなメリットのあるワンストップ・サービスの推進には、関連する行政手続の府省横断的な全体最適を図ることが必要。また、業務・システムの最適化に当たっては、システムの運用における安全性を注視することが必要であり、政府全体としてのシステム監査のあり方等を検討することが重要。
- ・（方向性）全体最適の取り組みへのインセンティブの検討：業務・システムの最適化における利用者はバックオフィス側の職員であり、「やる気（改善へのアクション）」を引き出すような評価のあり方についても検討すべき。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 において、業務・システム最適化の実施に当たり、各々の最適化計画に示された運用経費の削減（合計 1,229 億円/年）及び業務処理時間の削減（合計 4,750 万時間/年）を最低限の削減目標として、これら以上の削減効果を目指すこととされており、その目標の達成に向けた最適化の進捗状況について評価していくことが必要。特に、各府省の業務効率化に寄与すると期待される府省共通業務・システム¹⁰や大規模で社会への影響も大きいと考えられる個別の業務・システム¹¹についても、その進捗状況を注視していく。

<府省内・府省間、国・地方公共団体間の連携強化>

- ・（課題）効率的な電子政府を実現するために、PMOが各府省に設置されつつあるとともに、内閣官房にGPMOが設置されたが、十分に活用されているとはいえない。また、府省間及び国・地方間の連携の推進においても、ワンストップ・サービスはあまり見られず、データフォーマットや申請様式も統一されていない場合もあり、連携不足といえる。
- ・（方向性）府省内連携に向けたPMOの機能強化：2006年度から設置されたPMOが府省内の業務・システムを精査し、府省全体最適に向けた積極的な活動ができるように、人事面や体制面の充実を図るべき。PMO未設置の府省においては、早急な設置が求められる。さらには、同じ府省内における企画立案を行う情報部門と、実際の事務を所掌

¹⁰ たとえば、「人事給与等業務・システム」が考えられる。

¹¹ たとえば、「社会保険業務システム」が考えられる。

する窓口との連携を密接なものとするのが重要。

- ・（方向性）政府全体の最適化に向けたGPMOの機能強化：2006年度から内閣官房に設置されたGPMOや総務省行政管理局との一層の連携・調整を通じ、政府の全体最適に向けた活動を実施していくべき。
- ・（方向性）国と地方公共団体との連携強化：国と地方公共団体が、関連する手続や業務・システムにおいて協力して推進していくことが重要であり、そのための連携のあり方についても検討していく必要がある。

安全・安心で費用対効果の高い共通基盤の整備・普及

< 共通基盤の整備・普及 >

- ・（課題）施策ごと、事務事業ごとに異なる担当部局が整合性のない取り組み¹²を行うと、共通に整備すべき基盤への重複投資を招き、国民・利用者の負担を増大し、費用対効果を低下させることになる。また、行政内部で既に保有する情報を活用できる共通基盤が整備されていても、十分に活用されず同じ情報の提供を求める場合も見受けられる。
- ・（方向性）データフォーマット等の統一やシステム連携の促進：府省間、国と地方公共団体間における手続ごとのデータフォーマットの統一性、地方公共団体間における同一申請の様式の統一性、文字コードの互換性の問題は、手続上の課題を関係機関で共有し、費用対効果も考慮の上、中長期的に改善を進めていくことが必要。重複投資を避けた費用対効果の高い共通基盤整備には、SOA¹³のような新しい技術の導入も考慮に入れて検討を進めるべき。また、全国で共通に利用できる標準的なシステムの構築と、それを複数の地方公共団体で共同利用できる環境を整備することも効果的である。府省間連携や国と地方公共団体の連携について検討を深めるべき。
- ・（方向性）共通の情報基盤を活用した手続の簡素化・利用者の利便性向上：各府省は、積極的に共通の情報基盤を活用し、オンライン申請における添付書類の削減¹⁴等に努めるべき。各府省のオンライン申請窓口のe-Gov（電子政府の総合窓口）への統合が進められており、すべての認定認証局が発行する電子証明書の利用が可能になっている。利用者の利便性の早期向上に向けて、e-Govへの統合を着実に実現すべき。

< 認証基盤の普及・見直し >

認証基盤の議論は医療と電子行政を含む全分野共通課題として、第三章に示した。

利用者視点に立った成果主義の徹底

¹² たとえば、利用促進対象175手続のうち66手続で企業コード（事業者コード）が利用されているが、13種類ものコード体系が存在する。コードの桁数、発行形態、付与単位（企業単位、営業所単位）などが異なりシステム連携が難しいだけでなく、申請企業にも負担となる。

¹³ サービス・オリエンテッド・アーキテクチャの略であり、サービス基点のシステム構築を意味する。SOAでは、標準化したモジュール（部品）を組合せてサービスを提供することができるようになるため、重複投資を避けながらニーズに応じて柔軟にサービスを提供することが可能になる。

¹⁴ たとえば、住基ネットの活用により、年金受給権者の現況届については、2006年10月から手続自体を大幅に減少させた。利用者の利便性向上に大きく資するものであり、高く評価できる。

- ・（課題）電子行政に関する方策・施策について、利用環境指標や成果指標を策定していない、あるいは、指標は策定されていてもその結果を分析し改善策につなげていないなど、各府省における自己評価が十分に実施されていない場合がある。さまざまな施策や成果を利用者目線で「見える化」することができていない。
- ・（方向性）評価方法・評価結果の施策への反映方法の検討：P D C Aサイクルが機能するために、評価方法・結果（Check）の新たな方策・施策（Action）への確実な反映が必要であり、そのための仕組みの整備が必要。
- ・（方向性）利用者視点からの評価方法の検討：企業に関する手続は、企業規模による分類や業務フロー等を把握した上での調査も必要。民間手続も含めた諸手続全体を俯瞰した上で行政手続の占める位置を把握するという視点も重要。オンライン化による手続自体が廃止・不要となったものについても、一連の手続全体として評価することが必要。また、バックオフィス職員の満足度の実感も重要な視点であり、職員の「やる気（改善へのアクション）」を引き出すような評価のあり方も検討すべき。
- ・（方向性）電子政府評価委員会における継続的な評価の実施：電子政府評価委員会は、引き続き利用者視点を重視した評価を実施する。その際、利用者の多い手続を取り上げて、成果の達成や実感の向上と課題解決の進捗状況についてベンチマークを設定していくことも検討する。各府省が新たに施策等を講じる際には、電子政府評価委員会報告書の評価内容を踏まえたものとすべきであり、各府省は、施策の実効性を担保するために実行時期等を明確にした上で、主要な施策等については、成果指標や実感指標を策定して客観的な評価を可能とする努力が必要。電子政府評価委員会報告書で評価した内容が、各府省の施策等に確実に反映され、具体的施策等として実現したかどうかについても、「見える化」の手法を用いて国民に示し、新たな評価に反映させていくべき。

（３）パイロット調査の結果と電子行政における評価指標（案）

個人・企業を対象に行われたパイロット調査¹⁵の結果によると、個人¹⁶についてはオンライン申請ができることについての認知度は約４～９割と比較的高い一方、実際に利用している人の割合はいずれの手続でも１割前後にとどまっているとの結果が出た。オンライン申請を利用しない理由について、全体としては「直接窓口に行った方が早い」「申請の仕方に関する説明が不十分」が多く、途中でオンライン申請をあきらめた人で見ると、上記のほかに「電子証明書の取得に時間を要する」等を挙げている人が多くなっている。

しかし、実際に利用している人の満足度は、全般的に便利になったと感じている人が９割以上、手続にかかる時間（手間）が短縮されたと感じている人が９割前後、手続にかかる費用が削減されていると感じている人が約８割と高い比率にいたることも示された。

¹⁵ ２つの調査は調査形式やその結果得られたサンプル数において違いが見られるため、単純に比較分析することは難しい。

¹⁶ 個人調査は、不動産登記関係、国税関係、自動車登録関係の計５つの対象手続を（オンラインであるか紙ベースであるかを問わず）行ったことがある人を対象に、Web モニター調査を行った。

企業¹⁷については、有効回答数の関係から、統計的観点からは参考値にとどまる項目もあったが、認知度、利用度、満足度については全般的には個人の場合と同様の傾向を示した。総じてオンライン申請の経験者は、オンライン申請に対して高い満足度を抱いているものの、オンライン申請システムの使い勝手や分かりにくさ、電子証明書の取得費用などが、全体の利用率を低位にとどめているという結果となった。

電子行政における評価指標（案）については、下記の通りとすることができる。指標の選定においては、行政職員による「やる気」やバックオフィス業務効率化についての実感を考慮すること、法人の立場での利用と個人の立場での利用とで電子申請の実感を分けて把握すること、民間の申請手続きでの頻度や満足度との比較、手続きの要不要、などの検討が必要である。

何よりも、電子行政のトータルな投資対効果（時間節約等の経済的便益）と経費削減効果という定量的な成果指標について、国民に明示することが必要であろう。

成果指標	実感指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種申請・届出等におけるオンライン利用率 ・ 各種申請・届出等様式のHPを通じた入手可能割合 ・ 各最適化計画における最適化共通効果指標（削減経費、削減業務処理時間等） ・ 電子入札システムを利用した応札者数、応札件数 ・ システム導入・更改後における固定的支出の削減率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政サービスの利便性が向上していると感じる国民・企業の割合 ・ 行政手続の時間・費用が短縮したと感じる国民・企業の割合 ・ 行政サービスの利用において安全性の観点から信頼できると感じる国民・企業の割合 ・ ライフイベントに沿って行政手続が改善されたと感じる国民・企業の割合 ・ e-Gov窓口システムを利用した電子申請に満足している国民・企業の割合 ・ 官の業務コストダウンが実現していると感じる行政窓口（自治体・国出先等）の割合

¹⁷ 企業調査は、不動産登記関係、商業・法人登記関係、国税関係、社会保険・労働保険関係、自動車登録関係の合計10の対象手続を行ったことがあるか否かで事前にスクリーニングすることなく、アンケート用紙を郵送して行った。

図表 2.2 電子政府評価委員会報告書の論点構造の「見える化」

1.下線・斜体部は、政府自己評価アンケート結果(附属資料1)の「対応施策」欄を引用した箇所を示す。
 2.下線・斜体部は、政府自己評価アンケート結果(附属資料1)の「戦略上の「目標」欄、「参考」「方策」に照らしたアウトプット指標、欄、または「方策」に照らしたアウトカム指標、欄を引用した箇所を示す。

施策の進捗					課題		解決に向けた方向性			
電子政府評価委員会報告書の項目	施策 1	目標(Plan) 2		進捗状況(Do)		報告書該当箇所	課題(Check)	改善策(Action)への方向性		対応時期 検討 終了 実施 開始
		目標年度	目標値	現状値	現状値			検討	実施	
オンライン行政手続の 利便性向上	「オンライン利用促進のための行動計画」の重要な変更	オンライン利用率50%を達成する。	2010年度 50%	11.3%	オンライン申請可能な手続は約96%であるが、オンライン利用率は11.3%(2005年度未現在)と低位にとどまる。	2.冒頭	一定の進展がみられ、オンライン申請等を行ったことのある利用者はオンライン申請等手続に一定のメリットを見出している。しかし、利用者視点に立った取組を実施する上でなお様々な課題があり、より一層の努力が不可欠な状況となっている。			
「オンライン利用促進のための行動計画」の策定	「オンライン利用促進のための行動計画」の重要な変更	行動計画の「目標達成に向けた具体的な措置内容」に「添付書類・本人確認方法・手数料・処理時間・利用可能期間」システムの改善(「省」と「市」毎に、各府県単位で具体的な改善方法を掲げた手続数のうち、達成された手続数の割合)。	100%	100%	申請件数の多い手続等の「オンライン利用促進対象手続」ごとに、利用者視点に立ったシステム整備、手続の簡素化・合理化、処理期間の短縮等の推進に向けた取り組みを開始。	2.(1)1	・現行の行政業務・システムを前提として利用促進対象手続が定められているが、利用者目線で手続や業務を見直した上でオンライン・サービスを提供していく必要がある。 ・例えば、住民票の取得のように、それ自体が目的ではなく、別の手続に利用することが目的である行為は多い。利用者が何を目的としているのか、すなわち何のために窓口に向いているのか、という視点での業務改革が必要。			
窓口の一元化、「電子政府利用支援センター」設置	「電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用したオンライン申請利用促進」	「総務省」各府県利用受付システムのe-Gov窓口システムの集約達成率	2008年度 100%	100%	・全府県を通じた窓口の一元化を推進。 ・利用者からの問い合わせ対応のために「電子政府利用支援センター」を設置。					
					・複数の府省間・国と地方間にもたがが手続のオンライン申請のワンストップ化を推進。	2.(1)1	・ワンストップサービスはあまり見られず、データフォーマットや申請様式も統一されていない場合もある。全般的に連携不足の状況は否めない。			・各府県は、ワンストップサービスの推進に向け、関連する手続を有する府省、あるいは地方公共団体と連携を強化し、利用者の利便性の一層の向上に努力することが必要であり、具体策を講じるべき。
オンライン申請のインセンティブ付与(利用者の負担軽減)	「主要3分野におけるインセンティブ措置の検討」	行動計画の「目標達成に向けた具体的な措置内容」に「添付書類・本人確認方法・手数料・処理時間・利用可能期間」システムの改善(「省」と「市」毎に、各府県単位で具体的な改善方法を掲げた手続数のうち、達成された手続数の割合)。	100%	100%	・自動的にOS(Windows)に自動的にe-Gov等で使用する総務省認証局やLGPキアアプリケーション認証局発行の「証明書」をインストールすることで、手間が省略。 ・税制改正要望を行い、2007年度税制改正大綱に盛り込まれた。	1.2)	・納税額・手数料額の削減や処理期間の短縮等、インセンティブの付与や認証手続の簡素化について検討する必要がある。(経団連意見)			・個人・企業・税理士等へのインセンティブを付与することが必要。 ・手数料の引下げ、税制の導入、申請時間帯の拡大等は評価でき、「オンライン利用促進のための行動計画」の内容に沿った各種インセンティブの導入を進め、周知・広報にも努める必要がある。
						2.(1)2)	・添付書類省略の対象範囲拡大。(土業団体意見) ・事業主の電子証明簡略化のさらなる推進。地域による限定の解除。(土業団体意見)			・添付書類の省略やオンライン化等について、様々な改善が行われたが、なお大きな阻害要因になっている場合もある。土業にとっては代行申請における個人認証や書類添付の簡便化などにニーズがある。利用者記号との業務システムとの連携なども検討すべき課題であり、利用者ニーズを的確に汲み取り、一層の工夫が必要。
						2.(1)2)				・利用者の利便性を向上させる観点から、利用者身近な施設(コンビニエンスストア等)での交付や電子的な交付などを検討すべき。その際、情報セキュリティ対策等の技術面及び守秘義務等の制度面の両面から検討するとともに、業務の効率化や費用対効果、官民の役割等についても併せて議論すべき。
						2.(1)3)	・オンライン申請によるメリットがない、年に数回、一生に数回という手続もあり、利用者がいかにメリットを感じるようになるかが課題。			・個人・企業・税理士等へのインセンティブを付与することが必要。 ・手数料の引下げ、税制の導入、申請時間帯の拡大等は評価でき、「オンライン利用促進のための行動計画」の内容に沿った各種インセンティブの導入を進め、周知・広報にも努める必要がある。
登記手続の利便性向上	「主要3分野におけるインセンティブ措置の検討」	オンライン利用率50%を達成する。	2010年度 50%		・登記申請書作成支援ソフトの仕様公開等の利用者視点に立ったシステム改善、制度等の見直し、効果的なインセンティブの付与等について検討。 ・不動産・商業登記のオンライン申請に係る登録免許税の税額控除を行う措置を、2007年度税制改正大綱に盛り込む。 ・オンラインによる登記事項証明書の交付請求手数料及び登記情報提供サービスの利用手数料の引き下げを2007年度予算政府案に盛り込む。	1.2)	・不動産登記のオンライン申請は公的個人認証サービスの普及率の低さ及び登記識別情報通知の方法に問題があると考えられ、公的個人認証を利用せずに申請できる方法等を検討すべき。(土業団体意見)			・オンライン登記申請に係る登録免許税の税額控除の創設及びオンラインによる登記事項証明書の交付請求等手数料の引下げといったインセンティブを利用者に周知しながら、その普及を図っていくべき。
国税手続の利便性向上	「主要3分野におけるインセンティブ措置の検討」	オンライン利用率50%を達成する。	2010年度 50%	238千件(2005年度)	・国税電子申告・納税システム(e-Tax)において、所得税・法人税等に係る申告、全税目の納税、国税関係法令に基づく(申請・届出等(電子納税証明書の発行を含む)申請・届出を行うことができる。 ・税制改正要望を行い、電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の特別控除の創設や税務手続の電子化促進措置(第三者作成書類の添付省略、源泉徴収票等の対象書類追加、源泉徴収関係書類の電子提出、電子署名の省略、電子申請等証明制度の創設)について、2007年度税制改正大綱に盛り込まれた。 ・所得税確定申告期間における24時間受付、還付申告の処理期間短縮(6週間から3週間程度に)、e-Taxソフトのダウンロード提供、確定申告書作成コーナーからの直接の電子申告等の実施等、具体的な措置を実施。	1.2)	・地方税電子申告における税理士の代理送信を検討すべき。(土業団体意見) ・市町村レベルにおける地方税の電子申告、電子納税を早急に実現すべき。(土業団体意見)			・平成19年度税制改正大綱に盛り込まれた、電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の特別控除の措置(平成19年分、平成20年分の確定申告期)等のインセンティブを利用者に周知しながら、その普及を図っていくべき。
社会保険手続の利便性向上	「主要3分野におけるインセンティブ措置の検討」	オンライン利用率50%を達成する。	2010年度 50%		・社会保険の適用関係6手続において「磁気媒体届書作成プログラム」に、社会保険の1手続を追加、雇用保険関係3手続を追加する改善を実施予定。 ・当該プログラムにおいてオンライン申請するためのシステム構築費用は、情報基盤強化税制、中小企業投資促進税制にて対応できるものとした。 ・住基ネットの活用による年金受給権者現況届の手続の廃止、従業員採用・退職に関わるワンストップ手続としての「グループ申請」の導入、等の利用促進に向けた具体的な措置の実施。 ・「2007年問題」対応として、「年金裁定請求書」を年金支給開始年齢到達の3ヶ月前に送付。	2.(1)2)	・利用者がオンライン申請を利用する際にどう感じているか、どのような利点を重視しているか、何が利用上の課題・障壁であると考えているかについての把握・分析が不十分であり、利用者視点に基づく改善に向けた適切な処方箋の提示ができていないことが多い。			・手続単位ではなく、転居や結婚、出産などのライフイベント単位で、利用者の行動フローに沿って行政サービスを提供する施策を実施していくことも検討すべき。 ・例えば、団塊世代が退職し、退職者自らが社会保険・労働保険等に関する手続を行う場合が増加することが予想されることから、利用者視点を重視して、退職者等の利用者の行動フローに沿った形でオンライン申請を行うことができるよう積極的に取り組んでいく必要がある。 ・「磁気媒体届書作成プログラム」を活用して、社会保険と労働保険の同一契機手続は一体でのオンライン申請ができるようになる。実際に利用が進むように、普及に向けた一層の取組が重要。 ・ただし、企業システムがそのプログラムを前提に開発されていないため、出力データの編集などの作業が必要になることもある。課題の解決には企業における現状を踏まえて問題点を十分に検討し、改善策を講じていくことが必要。
自動車保有関係手続の利便性向上	「自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進」	「業務方針」ワンストップサービスの利便性向上のための「オンライン」で改善要望のあった大層一括申請に必要なシステム改善及び本人確認方法の見直し等を実施する。 「総務省」2008年「国土交通省」「国土交通省」ワンストップサービスの利便性向上のための「オンライン」で改善要望のあった大層一括申請に必要なシステム改善及び本人確認方法の見直し等を実施する。	2007年度		・所管が異なる自動車保管場所証明・検査登録・自動車諸税の申告・納付を一括して申請できるオンラインシステムを実施(2005年12月26日より)。 ・東京・神奈川・愛知・大阪等10都府県における形式指定車の新車新規登録に限定されていること等から、利用率は低位にとどまる。 ・サービス利用者(自動車ディーラー45社)へのヒアリングから問題点や改善要望等を把握し、手数料の差別化や変更登録等の手続拡大を検討。 ・自動車登録代行センターが取り扱う申請の大半をオンライン化検討。	2.(1)1)	・自動車保有関係手続におけるワンストップ申請についても、現時点ではサービスの対象が特定地域における新規の登録・検査手続に限定されており、よりいっそうの展開が望まれる。			

項目	施策 1	施策の進捗			課題		解決に向けた方向性			
		目標 (Plan) 2		進捗状況 (Do)	現状値	報告書 該当箇所	課題 (Check)	改善策 (Action) への方向性	対応時期	
		目標年度	目標値						検討 終了	実施 開始
中小企業の利便性向上						1. 2) 2. (1)3)	・中小企業ではオンライン申請は間接部門ではなく直接部門で行うことが多い。また、経営者が時代変化に対応する必要がある。しかし、IT人材が不足しており、対応が困難。 ・各手続が提供側の論理で構成されており、手続に労力を要する。 ・ワンストップ・サービスを望むとともに、IT経営キャラバン隊の活用等により、ネット社会に対応できる人材の確保・育成が必須。(OCP総合研究所意見)	・メリットを正しく伝える行政の現場職員の意識向上も重要。 ・中小企業にとって電子申請による手続の簡素化はメリットが大きい。中小企業への啓発・普及が不十分。中小企業社員と接点を有することが多い行政の現場職員に期待される役割は大きく、職員が利用メリットを把握して説明できるようにすることが必要。		
共通の情報基盤を活用した手続の簡素化・利用者の利便性向上	公的個人認証サービスの利用・活用の推進	【総務省】 利用範囲の拡大等公的個人認証サービスのあり方に関し、関係者からの意見聴取等に基づき、総務省が実施 2006年度 公的個人認証の新活用 方策モデルの実証実験 の実施・成果の検証 【法務省】 法務省オンライン申請 システムの窓口システ ムへの移行 【財務省】 財務省電子申請システ ムのe-Gov窓口システ ムへの接続 等	【総務省】 2006年度 【法務省】 2008年度 以降 【財務省】 2006年度 完了			2. (3)1)	・行政内部で既に保有する情報を活用できる共通基盤が整備されているにもかかわらず、十分に活用されておらず、利用者に向い情報の提供を再度添付書類という形で求めている場合も見受けられる。 ・各府省は、積極的に共通の情報基盤を活用し、オンライン申請の際の添付書類削減等に努めるべき。 ・年金受給権者の現況届け廃止や、住民票コード記載による添付省略等の改善も進むが、住民票コードを記載しなくても住民票の写しの添付を不要とすることや利用者への一層の周知を行うことなど、利用促進につながるさらなる取組を実施すべき。 ・登記情報提供サービスにおける照会番号制度の利用も、利用者負担軽減の観点から、各府省における所管手続において積極的に利用する方向で検討を進めるべき。 ・e-Gov(電子政府の総合窓口)への統合が進められているが、既にすべての認定認証局が発行する電子証明書を利用することができる。また、e-Govに統合せずに独自の申請窓口を維持する国税関係手続についても、ほとんどすべての認定認証局が発行する電子証明書を利用できる。利用者の利便性の早期向上に向け、予定されているe-Govへの統合を着実に実現すべき。			
認証基盤の普及・見直し	公的個人認証サービスの利用・活用の推進	【総務省】 利用範囲の拡大等公的個人認証サービスのあり方に関し、関係者からの意見聴取等に基づき、総務省が実施 2006年度 公的個人認証の新活用 方策モデルの実証実験 の実施・成果の検証 【法務省】 法務省オンライン申請 システムの窓口システ ムへの移行 【財務省】 財務省電子申請システ ムのe-Gov窓口システ ムへの接続 等	【総務省】 2006年度 【法務省】 2008年度 以降 【財務省】 2006年度 完了	電子自治体の整備の項目において一部記載あり		2. (3)2) 2. (3)2) 2. (3)2) 2. (3)2) 2. (3)2) 2. (3)2)	・本人確認や内容の改ざん防止に必要な電子署名と、その電子署名を利用するために必要な電子証明書の普及が遅れていることがオンライン申請が大きく進まない要因の一つとなる。 ・利用者が個人である場合は、住基カード、公的個人認証サービスが発行する電子証明書、関連機器の取得に手間や費用がかかるが、メリットが見えにくい。 ・公的個人認証サービスに関しては、電子証明書の格納媒体の利用は現在のところ運用上住基カードに限定されているが、利用者がその住基カードを所有することのメリットを感じられないと指摘される状況にあり、普及が進まない。 ・単なる届出の場合など、電子署名を利用しなくてもいいような手続にまで電子署名を要求している場合がある。 ・現行制度に基づき発行される電子証明書では、企業が用いても自然人を認証する仕組みであり、企業の代表者が替わるたびに電子証明書を取得し直す必要がある。 ・司法書士や税理士等の団体が設置した認証局は、会員データベースの管理等が厳格に行われており、会員しか利用しないにも関わらず、認定認証局と同様の運用方法を強いられている。	国と地方公共団体とがさらに連携して、普及・啓発・広報活動を展開することが必要。地方公共団体の窓口対応が重要であり、メリットの明確化や職員研修などを通じて公的個人認証サービス等への理解を徹底し、その普及を促進することも重要。 ・電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の特別控除の措置等のインセンティブを利用者に周知しながら普及を図る。 ・公的個人認証サービスの利用拡大につながる制度改革についても、できる限り推進する必要がある。行政機関等に限定されていた署名検証者等の範囲拡大は手続の利用実態に即した改善として評価できる。利用者にとって公的個人認証サービスで発行される電子証明書を利用することでメリットを実感できるように検討を進め、必要な措置を講じるべき。 ・公的個人認証サービスで発行される電子証明書の格納媒体を多様化することで普及促進を図るべきとの考え方もあり、利用者の利便性やセキュリティ確保の観点を踏まえつつ、媒体の多様化に向けた検討を早期に行うべき。		
啓発・広報活動の見直し	行政情報の電子的提供	【総務省】 e-Gov利用件数(年間) 2006年度 【法務省】 2006年度 情報の提供件数 【農林水産省】 報道発表資料(原則として公開)にホーム ページへ掲載する 等	【総務省】 2006年度 3000万件 【法務省】 2006年度 【法務省】 前年度増 【農林水産省】 前年度 100%			2. (1)3)	・オンライン申請の実施方法説明が不十分、ホームページが分かりにくい等、利用者への広報活動が効果的に実施されていない。 ・既に実施している施策の内容を広く利用者へ周知し、実際の利用拡大に結びつけるための一層の努力が必要。費用対効果を分析し、利用者の認知度向上に結びつく手法検討が必要。 ・オンライン申請の紙ベースでの申請と比べた時間の短縮やコストの削減などによる利便性等を、利用者が実感できるようにすべき。			

施策の進捗					課題		解決に向けた方向性				
項目	施策 1	目標 (Plan) 2		進捗状況 (Do)		報告書 該当箇所	課題 (Check)	改善策 (Action) への方向性		対応時期	
		目標年度	目標値		現状値			検討 終了	実施 開始		
電子政府推進体制の整備・活動状況	PMO/プログラム・マネジメント・オフィスの設置	PMOの体制整備	2006年度	整備完了		2.冒頭	・2006年度から設置されたPMOについても、各府省において十分に活用されているとはいえない。				
各府省のPMO設置	PMO/プログラム・マネジメント・オフィスの設置	PMOの体制整備	2006年度	整備完了	・2006年度からCIOの下にPMOを設置しつつあり、業務・システム最適化計画の策定、実施及び評価時における総合調整、オンライン申請システム構築・運用等に必要電子政府関係予算の概算要求、情報システム調達時における総合調整等を実施。	2.(2)2)	・政府全体で効率的な電子政府を実現するためにPMOが各府省に設置されたが、府省内および府省間において十分に活用されているとはいえない。	・各府省は、PMOがそれぞれの府省内の業務・システムを精査し、関連部分を統一するなどして、府省全体最適に向け積極的に活動を行っていくことができるよう、人事面や体制面の充実を図っていくべき。また、PMOを未設置の府省においては、PMOを早急に設置すべき。 ・同じ府省内であっても、企画立案を行う情報部門と、実際の事務を所掌する窓口との連携をさらに密接なものとすることも重要。			
内閣官房IT担当室にGPMOを設置	担当府省間の連携を促し、関係及び運用を円滑かつ効果的に実施	IT統括本部の下に、工程管理、仕様の調整、費用対効果の検証及び経費の効率的運用を図るための体制を整備	2006年度	整備完了	・2006年4月に内閣官房IT担当室にGPMOを設置し、府省共通システム相互の仕様調整、工程管理について、担当府省間の連携・調整を実施。 ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(骨太の方針2006)等の政府方針を踏まえ、業務・システム最適化計画及び同計画に係る予算要求見込み額の精査を実施。	2.(2)2)	・政府全体で効率的な電子政府を実現するためにPMO及びGPMOが設置されたが、府省内および府省間において十分に活用されているとはいえない。 ・行政サービスの共同展開や各種行政手続の簡素化等を実現するため、府省間および国・地方間の連携を推進することとされているが、ワンストップ・サービスはあまり見られず、データフォーマットや申請様式も統一されていない場合もあるため、全般的に連携不足と言える。	・政府全体としても、GPMOや総務省行政管理局との一層の連携・調整を通じ、府省共通業務・システムの最適化を推進し、政府の全体最適に向けた活動を実施していくべき。			
職員の間をやり引き出す評価						1.2) 2.(2)1)	・骨太の方針2006では、運用経費と業務時間の削減についての最低限の目標が明記されている。電子政府評価委員会において、その進捗状況を厳しくチェックしていく必要がある。(経団連意見)	・骨太の方針2006において、業務・システム最適化の実施に当たり、各々の最適化計画に示された運用経費の削減(合計1,229億円/年)と業務処理時間の削減(合計4,750万時間/年)を最低限の削減目標として、これら以上の削減効果を目指すこととされている。その目標の達成に向けた最適化の進捗状況について電子政府評価委員会として評価していくことが必要。 ・特に、各府省の業務の効率化に寄与することが期待される府省共通業務・システムや、大規模かつ社会全体への影響も大きいと考えられる個別の業務・システムについても、その進捗状況を注視していく。			
電子自治体の状況						2.(2)1)	・利用者の利便性の向上と行政側にとつての業務の最適化とを一体として実現することが重要。しかし、既存の業務をそのままシステム化する例が多く、ITそのものを導入する前に業務の見直し・簡素化・合理化をあまり進めておらず、これらの一体的な実現ができていない。	・業務・システムの最適化については、システム利用者は行政のバックオフィス職員であり、職員の「やる気(改善へのアクション)」を引き出すような評価のあり方についても検討が必要。			
住民満足度の向上、簡素で効率的な自治体運営の実現、地域の市民・経済活動の活性化	地方公共団体におけるオンライン利用促進	電子自治体オンライン利用促進、及びマニュアルの策定、全地方公共団体への配布	2006年度	達成	・住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)や公的個人認証サービスの整備・運用、 ・LQWANの整備、 ・電子自治体オンライン利用促進指針を策定し、地方公共団体のシステム改善等を促進。	1.2)	・行政サービスの共同展開や各種行政手続の簡素化等を実現するため、府省間及び国・地方間の連携を推進することとされているが、ワンストップ・サービスはあまり見られず、また、データフォーマットや申請様式も統一されていない場合もあるため、全般的に連携不足の状況は否めない。	・国と地方公共団体が、関連する手続や業務・システムにおいて協力して推進していくことが重要であり、そのための連携のあり方についても検討していく必要。 ・ワンストップ・サービスの推進に向け、関連する手続を有する府省あるいは地方公共団体と連携を強化し、利用者の利便性の一層の向上に努力することが必要であり、そのための具体策を講じるべき。			
	地方公共団体における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備	公的個人認証サービスに対応した電子申請システムの全府県整備	2008年度								
	地方公共団体における電子申請システムの整備	全府県における整備	2010年度								
	課外LAN(LQWAN)の積極的活用	【総務省】 各府省が個別に地方公共団体とネットワーク接続しているシステムのうち、互換性のあるLAN/LQWANへ統合されたシステム 地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム最適化計画の見直し 【法務省】 地方公共団体とのネットワーク接続予定の府県等に関する調査実施 【厚生労働省】 厚生労働行政総合情報システム経由等で地方公共団体等と連携を行っている情報システムのLQWANへの対応									
オンライン行政手続の利便性向上	地方公共団体におけるオンライン利用促進	電子自治体オンライン利用促進、及びマニュアルの策定、全地方公共団体への配布	2006年度	達成	・利用実績等に基づき、オンライン利用促進対象手続として、図書館の図書の出借手続や地方税の申告手続など21類型の手続が選定され、地方公共団体において、上記指針等を参考にオンライン利用促進計画の策定等のオンライン利用促進策を主体的に推進。11.3%(2005年度末)の利用実績。	11.30%	・行政サービスの共同展開や各種行政手続の簡素化等を実現するため、府省間及び国・地方間の連携を推進することとされているが、ワンストップ・サービスはあまり見られず、また、データフォーマットや申請様式も統一されていない場合もあるため、全般的に連携不足の状況は否めない。	・国と地方公共団体が、関連する手続や業務・システムにおいて協力して推進していくことが重要であり、そのための連携のあり方についても検討していく必要。 ・ワンストップ・サービスの推進に向け、関連する手続を有する府省あるいは地方公共団体と連携を強化し、利用者の利便性の一層の向上に努力することが必要であり、そのための具体策を講じるべき。			
	地方税における申告書のオンライン利用促進	地方税の電子申告書のオンライン利用促進	2010年度								
業務・システムの最適化、IT活用による構造改革の推進	地方公共団体のシステムの共同化の推進	共同ソフトウェア導入の取り組み	2006年度								
	地方公共団体における業務・システム最適化及びデータ標準化の推進	参照モデルの策定、業務・刷新の手引、改訂策の作成	2006年度								

項目	施策 1	施策の進捗			進捗状況 (Do)	現状値	課題		解決に向けた方向性		
		目標 (Plan) 2		報告書 該当箇所			課題 (Check)	改善策 (Action) への方向性		対応時期	
		目標年度	目標値					検討 終了	実施 開始		
共通基盤の整備・普及	<p>公的個人認証サービスの利用・活用推進</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムの利用・活用推進</p>	<p>【総務省】 利用範囲の拡大等公的個人認証サービスのあり方に對し、関係者からの意見聴取等に基づき、締点整理を実施。 2006年度</p> <p>【総務省】 2010年度</p> <p>【厚生労働省】 2007年度</p>	<p>【総務省】 2006年度</p> <p>【総務省】 2010年度</p> <p>【厚生労働省】 2007年度</p>	<p>公的個人認証サービスの対応した行政手続の増加、電気・ガス・医療等の公益的分野等へ利用範囲の拡大、電子ロッカーや電子アンケートでの利用など多面的な活用、電子証明書の発行・更新手続や有効期間等のあり方について、利用者の利便性から検討、住基カード交付経費への財政支援、多目的利用の推進、住基カードや公的個人認証サービスの普及促進のための、住民に対する利便性、活用方法等に関するPR。</p>			<p>「認証基盤の普及・見直し」の文脈で記載(この欄は「電子自治体」の公的個人認証)</p>	<p>「認証基盤の普及・見直し」の文脈で記載(この欄は「電子自治体」の公的個人認証)</p>			
信頼性・安全性の確保	<p>地方公共団体における情報セキュリティ対策の強化</p>			<p>「自治体情報共有・分析センター」(仮称)を2006年度末までに創設し、自治体間でIT障害やセキュリティ対策について情報共有を行う。 情報セキュリティ監査や研修の推進、住基ネットにおけるセキュリティ強化。</p>							

第三章 共通する重点課題:個人認証基盤

3.1 問題意識と基本理念:安心・安全で信頼性の高いネットワーク社会の創造

医療、電子行政を含め全分野に共通する課題に、個人認証基盤がある。IT基本法がうたうネットワークの自由かつ安全な利用を実現するためには、自らの本人性と意思の確認および情報の改ざん検知等が必要である。そのためには、ネットワークを通じて提供されるサービスの仕組みの改善と利用促進策の実施と併せ、サービスの利用に必要な信頼できる認証手段の普及が必要になる。そうした考えから、オンライン行政手続においてPKI（公開鍵基盤）に準拠した高度な個人認証手段（公的個人認証サービスなど）が導入されたが、現時点ではほとんど普及していない。また、自らの本人性をオンラインで証明するための個人認証基盤についても、十分な整備が行われていないという状況であり、このままでは、IT新改革戦略も画餅となる。

ITの構造改革力を追求し、日本社会が抱えるさまざまな問題に対してITを積極的に活用して解決するためには、国民のプライバシーへの懸念を真摯に受け止め、信頼性の高い個人認証手段を国民が安心して利用することのできる社会を構築しなければならない¹⁸。したがって、まず国民の主体的なIT利用をうたったIT基本法の理念に立ち戻り、また個人情報保護の基本理念を踏まえ、「国民が自分の情報を適切に管理できる」ことを基点として、利用者が真に求める認証基盤の構築が目標であることを再確認する必要がある。この目標を実現するために、否認防止が不要な届出等については簡便な認証(Authentication)を活用する等により「電子証明書による電子署名を要求する手続きの見直し」を積極的に進めると共に、「個人認証基盤の利用者メリット」を高めるための方策を積極的に講じることが必要である。さらに、「自らの本人性や情報の真正性を証明できるシステム」を自らの責任において自由に選択できる仕組みや、「自分の申請した情報にアクセスできる」機能等に対して利用者ニーズ、費用対効果に関する調査分析を行い、より優れた個人認証基盤の構築を促さなければならない。

3.2 現状と課題:官・民による個人認証基盤の利用促進

現在、電子行政分野の本人確認手段の一つである公的個人認証サービスは、個人の財産を取り扱うなど最高のセキュリティを保証しなければならない、との観点から、必然性をもって導入された。その高いセキュリティは十分機能するとともに、今後のオンライン申請にとって欠かせない存在であるが、その利用はほとんど進んでいない。その大きな原因は、公的個人認証サービスの利用範囲の少なさとその運用上唯一の格納媒体である住基カードの普及率の低さにあるが、その他にも、現在、提供されている官・民による個人認証基

¹⁸ 住基カードをめぐる課題と住基ネットをめぐる課題は異質であるにもかかわらず混同されて議論されることがあるので、この2つを切り分けて議論することが重要である。

盤に関する課題が指摘されている¹⁹。

利用者が個人である場合は、住基カード、公的個人認証サービスが発行する電子証明書、関連機器の取得に手間と費用がかかる割に、取得することのメリットが見えにくくなっている点がオンライン申請を利用しない主な理由の一つに挙げられている。

セキュリティやプライバシーに関する不安がある。

公的個人認証サービスに関しては、電子証明書の格納媒体の利用は現在のところ運用上住基カードに限定されているが、利用者がその住基カードを所有することのメリットを十分に感じられないと指摘される状況にあり、普及が進んでいない。

単なる届出の場合など、必ずしも電子署名を利用しなくてもいいような手続にまで電子署名を要求している場合が見られる。

司法書士や税理士等の団体が設置した認証局については、会員データベースの管理等が厳格に行われており、会員しか利用しないにもかかわらず、認定認証局と同様の本人確認の運用方法が強いられている。

上記の問題解決に向けて、3.1に記した基本理念に立ち戻り、利用者目線で個人認証手段の利用促進策を講じるべきである。また、医療・健康・福祉・介護を横断して利用できる公的ICカード導入施策等の今後導入が構想される仕組みが、上記のような問題に直面せずに発展し、利用者が個人認証基盤のメリットを実感できるようにするための環境整備が必要である。2010年までにIT新改革戦略が目指す成果を実現するためには、既存公的個人認証サービスも含めた、高度な信頼性を有する個人認証基盤について、速やかかつ積極的な取り組みを行う必要がある。

3.3 対応策の方向性：基本理念に基づいた設計思想の策定と厳正な評価活動の実施

第一に、IT戦略本部自身が、国民の主体的なIT利用を実現するためには認証基盤構築が重要な施策であることを再確認し、国民の理解を得た上で、各府省に利用者目線の基盤整備及びサービス提供を徹底させる必要がある。各府省は、IT戦略本部の検討を踏まえて、創意工夫を尽くして十分に活用方策を講じるべきである。

したがって、ネットワーク社会における自由と安全を守るための認証のあり方について、各府省が参照できる基本理念の再整理と設計思想の速やかな策定をIT戦略本部に求める。その上で各府省が利用促進策の知恵を出しあい、利用者ニーズに合致した個人認証を普及させる取り組みを進めることが望ましい。

第二に、当調査会は、基本理念の徹底を前提とした上で、想定利用シーンを具体的に描き、利用者のニーズを最重視して調査し、制度設計およびシステム設計の適切さ、使い勝手のよさ、利用時の信頼性、投資対効果等について、民間におけるワンストップ・サービスへの取り組みも参考にしながら、継続的に評価を行う。

評価に当たっては、本年度の検討で指摘された以下の点も踏まえる。

ICカード型の健康保険証、携帯電話などの民間の認証手段も含め、個人が日常的に使っている認証手段で、利用目的に応じた安全性・信頼性が確保され、幅広いサービ

¹⁹ 住基カードの発行枚数は、2006年8月末時点で109万枚。

スを受けられる状態の実現（図表3）

利用シーン別の各種認証手段の相互補完的利用フローに関する雛形の策定

セキュリティ水準を含むシステムの設計思想や規格の調整

個人情報漏洩などの国民の不安を解消する技術革新の促進とセキュリティ向上の両立
 国と地方公共団体の連携による積極的な住基カード及び公的個人認証サービスの普及・啓発・広報活動

職員に対して公的個人認証サービス等への理解を徹底し、その普及を促進

署名検証者等の範囲拡大等、公的個人認証サービスの利用拡大につながる制度改正

否認防止が不要な単なる届出等に簡便な認証（Authentication）を活用

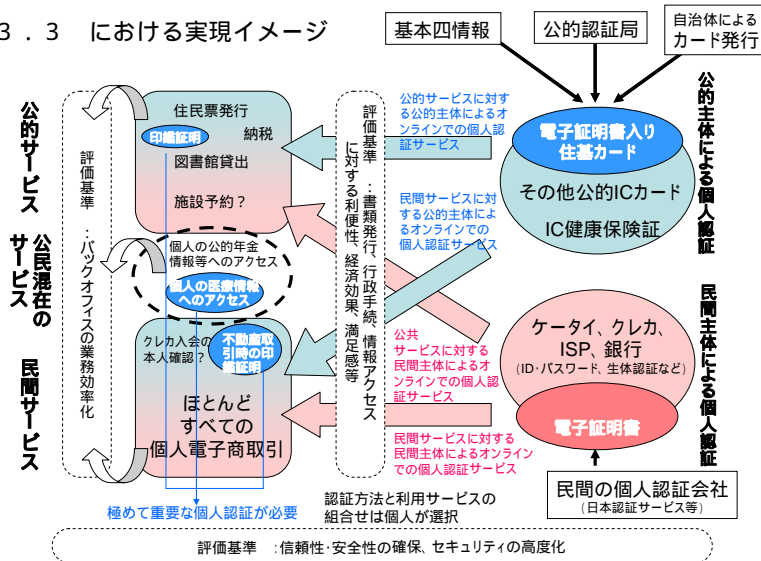
官民の認証基盤の連携方策検討・政府によるガイドライン等の策定

社会保障関連等センシティブな個人情報閲覧時における認証のあり方の検討

医療機関同士、医師同士といった、国あるいは信頼できる第三者機関によって一定の本人性が保証されている主体が、相互にカルテ等の真正性を職責の範囲で認証するシステムに関する積極的な検討

第三に、電子認証の重要性や利便性に関する説明、普及啓発活動、国民のプライバシーへの懸念に対する適切な対処等を関係機関が連携協力して行い、個人認証基盤及び個人認証手段に対する国民的理解を得る必要がある。

図表3 上記3.3における実現イメージ



（注）個人認証基盤には電子署名とオンライン認証があるが、上図では一体で表現している。

第四章 分野評価

分科会以外の13分野は、今年度は本格的評価活動の下地を整えつつ、分科会での評価方法の確立を待つ、という段階にとどまった。府省による現況及び自己評価報告と、構成員が抽出した課題、次年度以降計測していく成果指標及び実感指標の案、を簡潔に記す。

4.1 環境

(1) 現状と課題

京都議定書目標達成計画等に基づく、ITを活用した環境対策は計画通り実施されているが、目に見えて成果が確認できるまでにはまだ時間がかかると思われる。対策効果の顕在化を加速化することが必要であり、環境問題克服に向けた原動力である国民各界各層の取り組みを促進するようなITの活用をより進めるべきである²⁰。今後、リサイクルや省資源の製品開発情報の収集・分析・提供の推進が重要となる。

また、IT機器のエネルギー使用量や、ITを活用した円滑な廃棄物の国際移動の実現等に関しては調査段階であり、電子マニフェストの普及率も、当初の目標値と比べて極めて低い状況にある²¹。今後は、利用者視点に立った電子マニフェストの普及活動の一層の強化が重要となる。

テレワークやITS等、戦略分野をまたがる施策群が多く、今後の取り組みにあたって府省連携の推進体制の十分な検討は不可欠である。

(2) 指標案の提示

成果指標	実感指標
<ul style="list-style-type: none">・ 主要各社のBEMS納入額・ 電子マニフェスト普及率・ 廃棄物処理、リサイクルシステムに使用されているRFIDの量・ ETC、VICSによるCO₂削減量・ リサイクル製品の活用率	<ul style="list-style-type: none">・ ITを通じて入手した環境情報を直接の契機として、環境配慮の取組を行った国民の割合

4.2 安全・安心

(1) 現状と課題

防災コンテンツの充実は、緊急地震速報の先行的な提供開始やその技術を活用した津波予報の迅速化、災害時の派遣隊員用携帯電話整備の前倒し実現など、進展が見られている。また防災基盤については、市町村防災同報無線システムの整備が着実に進んでいる²²。ただし現在は中央省庁主導での基盤整備が完了しつつある段階であり、今後は自治体・NPO・住民を巻き込んだ組織横断的な情報共有の仕組みを一層整備する²³。推進にあたっては、中

²⁰ 例えば、ITを通じて入手した環境情報を直接の契機として、環境配慮の取組を行った国民の割合は、2005年の調査で13.9%に留まる。

²¹ 環境省の自己評価シートによると、平成17年度末の電子マニフェスト普及率は3.5%。

²² 2005年度末で74.6%普及している。ほかに、警察基幹通信網の強化や可搬型衛星通信機材の配備なども着実に進展している。

²³ 例えば、防災情報共有プラットフォームの組織横断的な情報共有は、省庁以外の実験利用も含めた運用拡大を一層推

央省庁からボランティア団体まで様々な分野の人々が利用すること、ならびに様々な関連システムと連携したシステムとして構築していくことに配慮し、基本的な用語の定義、アイコン等のデザインやその定義、掲載情報の条件（信頼性等による掲載適否判断基準など）などの統一にも留意しておく必要がある。そのためにも関係組織ごとに有する災害情報項目の相互理解、表現のパターン化も含めて推進していく必要がある。同時に携帯電話やテレビなど国民に身近なメディアでの情報伝達を一層強化していく必要がある。

治安向上は、現在様々な施策を実施しており、ITの活用が治安向上にもたらす寄与度を早急に把握する必要がある。また、効果測定とともに「子どもの安全のために監視カメラ設置が必要になったとき、国民のプライバシーへの懸念をどう考えていくのか」などの社会的合意を形成していくことが急務であろう。

食の安心・安全については、食品トレーサビリティ・システムを導入している企業の割合が着実に増加しており、官による導入促進策も一定の効果を挙げている²⁴。今後は、生産現場での入力コストと生産者の便益との関係を明確にして、施策に一層反映していく必要がある。また、個々の流通グループで利用されているシステムを連携させるシステムの導入を進める必要があるが、その際も費用対効果の検討は欠かせない。

国民が抱えている不安を解消するために各々重要な課題であり、これらを含めた分野横断的な観点で、評価方法そのものを検討していく必要がある。

(2) 指標案の提示²⁵

成果指標	実感指標
・ 食品流通の各段階において、トレーサビリティ・システムを導入している事業者の割合	・ 防災担当者の平時および災害時の防災情報共有プラットフォームの認知度・活用度・満足度 ・ トレーサビリティ・システムの導入により食品に対する安心感・信頼感が増大したと感じる事業者・国民の割合

4.3 道路交通

(1) 現状と課題

安全運転支援システムについて官民連携の推進協議会が設置されており、開発・実用化を官民統一した方針に基づいて進めることで、高い事故件数削減効果をあげるシステムを2010年に実用化するための取り組みが推進されている。

今後は、歩行者対応も含めた安全運転支援システムの効果検証を踏まえた全国インフラ整備及び普及のアクションプランの早急な策定が必要になる。加えて、VICSやETC²⁶の高度化・普及による交通円滑化効果の向上等、「2012年末の交通事故死者数5,000人以下」

進のアクションプランの策定を検討することも必要である。

²⁴ 食品トレーサビリティ・システムの導入率は、2006年1月1日現在で、食品製造業で37.9%、食品卸売業で36.8%、食品小売業で35.8%。農林水産省では低価格のシステムや人件費の低減につながるシステムの開発を支援中。ただし、各導入率に関しては、食品・食材のどの範囲までトレース可能なシステムか、消費者の安全確保のための費用対効果が妥当か、を留意する必要がある。

²⁵ トレーサビリティ・システムに関しては、トレース可能な食品の範囲を明確にした上で指標による評価を行っていく必要がある。

²⁶ VICSは累積出荷台数が1,500万台を超えており、ETC利用率は2006年9月現在で63%を数える。

という政府目標実現に向けたフォローアップが必要である。事故死者の削減には、交通事故の覚知から医療機関における負傷者の治療開始までの所要時間の短縮が至上命題であり、対応車載器の普及と医療機関との覚知情報の共有化を加速させるための継続的な施策の実施が必要である²⁷。

また、安全運転支援の各種システムに関しては、日本の自動車メーカー・機器メーカーが主導して国際展開できるシステムの検討を加速させる必要がある。

(2) 指標案の提示²⁸

成果指標	実感指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ ETC利用率 ・ 事故覚知～事故現場～診療行為開始までの所要時間 ・ 事故件数削減効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全運転支援システム導入地点で交通安全が向上したと感じる国民の割合

4.4 IT経営

(1) 現状と課題

企業へのITの導入は進んでいるものの、企業自身がITを自社の競争力向上に有効活用できている企業は少ない²⁹。特に中小企業では、人材・費用・多様な規格への対応・経営者の意識等の問題もあって有効活用は進んでいないといえる。

2010年度にITを高度に活用する企業の割合を米国並みの50%以上とするためには、経営・業務・ITをリスク・効用の両面で考慮できる人材の育成、環境面・インフラ面での整備、IT導入の経済的メリットを中小企業に啓発する活動の一層の推進が急務となってくる。現状の施策の結果も踏まえ、高度IT人材分野とも連動した検討を引き続き進めていく必要がある。

また、電子商取引のための汎用的な共通基盤の構築については現在国と産業界で協力した取り組みが進められている。様々な業界標準や規格が存在することの影響を受ける中小企業に対して、IT活用を促進するための共通基盤の整備や支援策が必要である。

(2) 指標案の提示

成果指標	実感指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ ITを高度に活用している企業の割合（企業内の「部門」の「壁」を超えてITを活用している企業の割合） ・ 電子商取引を実施する企業のうち、汎用的な共通基盤を利用する企業の割合 ・ EDIシステムを導入している中小製造業の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ITの高度活用により生産性の向上や競争力の強化が増大したと実感している企業の割合 ・ CIOの設置が顧客満足度の向上に寄与したと実感している企業の割合³⁰

²⁷ 2006年度はETC車を対象としたマイレージ割引の実施や、ETC車載器リース制度等の導入助成、二輪車ETCの本格導入等、様々な普及促進策を実施している。

²⁸ 今後ITS推進協議会においても、専門的な見地から策定予定である。

²⁹ ITの活用促進を進めるべくIT経営の事例公表やWeb研修等の個別の取り組みが行われているが、上場企業を対象としたアンケート調査（2005年8月）の結果によると、企業内の「部門」の「壁」を超えて全体最適化を図るようなITを高度に活用している企業の割合は約25%にとどまる。

³⁰ CIOの設置は戦略的IT投資に結びつくものであるが、部門の壁を超えてITを自社の競争力向上に有効活用することの最終的な目標は、企業経営の目標の一つでもある最終顧客の満足度向上につながるものである。このような、直接的ではない波及効果の実感を評価することで、ITを経営のために活用する、という本来的な目標の達成度を把握可能である。

・ 基幹業務にITを活用する中規模中小企業の割合	
--------------------------	--

4.5 豊かな生活

(1) 現状と課題

労働・学習分野に関しては、現在のテレワーカー率は10.4%であり順調に上昇しているが³¹、勤務管理の難しさ等の問題から導入をためらう企業も多く、また長時間労働の原因になっているとの指摘もある。時間・場所に制約されない勤務形態という真の意味での「テレワーカー率2割」を達成するためには、ワークスタイルの抜本的な見直しやVPN等のセキュリティ課題の解決等を各企業及び産官学連携で引き続き積極的に取り組む必要がある。起業支援・能力開発・学習については、コンテンツ制作や専用ポータルサイト開発・運営等が着実に進んでおり³²、今後は運用面での支援、利用者の動機付け、雇用側ニーズの定型化、等で利用を促進していく必要がある。介護・福祉分野における介護レセプトの分析については、保険者における介護給付適正化システムの活用による医療情報との突合や縦覧点検などを推進している段階である³³。また介護福祉士及び保育士の養成課程に情報教育の導入を検討中である。少子高齢化を支えるロボット技術、情報家電の活用については、研究開発の最中にある。

本分野は、個別施策の成果は評価しやすいが、これら施策群の括りだけで総合的な「生活の豊かさ」との相関性を評価することは難しい。少子高齢化、障害者の社会参加などの課題の重大さと言うまでもなく、「ユニバーサルデザイン」「デジタルディバイド」なども含めた分野横断的な観点で、評価方法そのものを検討していく必要がある。

(2) 指標案の提示

成果指標	実感指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業者人口に占めるテレワーカー率 ・ 生涯学習コンテンツの利用者数 ・ 電子請求の利用率（障害福祉サービス費の請求） ・ 介護支援ロボットの製品化状況 ・ e-Learning コンテンツ利用者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークにより仕事の生産性・効率性が高まると感じる企業・テレワーカーの割合 ・ 生涯学習情報コンテンツ利用者の満足度 ・ 福祉介護サービスに対するサービス従事者・利用者の満足度 ・ 介護者等の負荷低減 ・ e-Learning 学習者の就労意識の向上

4.6 ユニバーサルデザイン

(1) 現状と課題

情報アクセスのユニバーサル化については、障害者IT総合推進事業を約93%（2005年度）の都道府県・指定都市で行うなど、産官学が協力して、必要な環境整備・技術開発を着実にやっている。また、字幕付与可能な放送時間³⁴に占める字幕放送の割合は65.9%（2005

³¹ 2002年の6.1%から2005年の10.4%へと約1.7倍に順調に上昇している。

³² 教材数は2006年度末で718になる。

³³ 介護給付適正化事業を実施している保険者の割合は76%に達している（目標：2008年度85%）。

³⁴ 技術的に字幕を付与することができない放送番組等を除く、7時から24時までの新たに放送する放送番組の時間数。

年度民放キー5局平均)となっている³⁵。

年齢・性別・障害の有無・国籍等にかかわらず多様な人々が安心して生活をする事、というユニバーサルデザインの最終的な姿を常に明確にしながら、府省連携による技術ロードマップの提示と実現時期の目標設定を整理して示し、進捗管理を進める必要がある。

(2) 指標案の提示

成果指標	実感指標
・ 字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合	・ ITサポートセンターの利用者の満足度 ・ 情報を入手することが容易になったと感じる障害者等の割合 ・ 情報によって移動が容易になったと感じる障害者等の割合

4.7 デジタルディバイド

(1) 現状と課題

2006年12月末においてブロードバンド・ゼロ市町村は30町村、ブロードバンド・ゼロ世帯は251万世帯である。これらの解消に向けて、各種支援策を活用するほか、地方公共団体、事業者等と連携した取り組みを実施中であり、ブロードバンドの整備は着実に進展している。また、2006年12月における地上デジタルテレビ放送視聴可能世帯数は約3,950万世帯の予定であり、普及は着実に進展している³⁶。一方、2011年7月24日段階で地上デジタル放送の受信不可能世帯が存在するという指摘もあり、課題は多い。また、受信が可能としても双方向通信が困難な地域もあり、これらの地域への早急な対応を検討するべきである。通信・放送の融合に対応した制度の整備や、ユビキタス化の推進を支える統合的な有線・無線のインフラ整備の問題は、今後も検討を要する。

インフラ整備が社会的成果に貢献するためには、インフラ環境整備後の支援こそが重要である。利用者のリテラシー教育・利用啓発・制度支援や活用のリーダー育成などにも引き続き取り組む必要がある。インフラ整備は、例えば医療分野をとっても各地域が提供できるサービスレベルに大きな影響を与えるため、その地域に必須であるサービス提供を阻害する要因とならないよう十分な検討が不可欠である。超高速移動通信システムに関しては研究開発や国際的な標準化活動を進めている段階にあり、早期実現が待たれる。

(2) 指標案の提示

成果指標	実感指標
・ ブロードバンド利用者数 ・ ブロードバンドの都市部と地方部における利用者割合の差 ・ 地上デジタルテレビ放送の視聴可能世帯数 ・ 地上デジタルテレビ放送の都市部と地方部における視聴可能世帯割合の差	・ ブロードバンドを利用して生活が便利になったと感じている国民の割合 ・ 地上アナログテレビから地上デジタルテレビに切り替わったことによる満足度

4.8 IT安心(セキュリティ)

³⁵ ただし、2007年度の目標100%達成のためには継続して字幕放送提供の機会を増やしていく必要がある。

³⁶ 地上デジタルテレビ放送視聴可能世帯数は、2010年に直接受信で約5,000万世帯、ケーブル経由で約2,300万世帯とすることを目標としている。

(1) 現状と課題

システムトラブルや情報セキュリティ問題、ネット犯罪といったITをめぐる社会問題が増加しており、内閣官房が中心となり³⁷、関係府省が連携して対策を実施している。しかし、IT社会における安全性には人的要素も含めた様々な要因が影響しており、施策の成果把握は困難である。また施策が国民の実感に必ずしも反映されていない現状にある。その中で、安全なインターネットの利用環境構築に関しては、ガイドラインの策定・普及促進等が比較的順調であるとはいえ³⁸、施策のさらなる充実・推進が望まれる部分である。

本分野に関しては、官民協力しての早急な問題解決が必要である。今後は、高機能セキュリティ技術の適用分野を明確にし、ユーザーが意識せずに安全を確保できる技術の開発・普及を立案する必要がある。しかし、完全なセキュリティには高コスト化が懸念される側面もあるため、分野別に必要な水準と費用対効果を専門的に検討することが望ましい。

(2) 指標案の提示

成果指標	実感指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット・ホットラインセンターにてインターネット上の違法・有害情報と判断された情報について、プロバイダ等へ削除依頼されたものの削除件数 ・ フィルタリング認知率 ・ 不正アクセス行為の認知件数 ・ サイバー犯罪の検挙件数 ・ インターネットにおける情報セキュリティの認知度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が安心してITを利用することができると感じる親の割合 ・ インターネットを利用して感じる不安や不満、利用しない理由に関する調査数値

4.9 人材基盤

(1) 現状と課題

IT化が進展する中で我が国が国際競争力を持ち続けていくためには、学習指導要領の改訂などを通して、初等中等教育段階における情報教育の充実が必須である。教員、並びに児童・生徒が利用できる学校のITインフラは確実な推進が見られるが³⁹、一方で教員の授業でのIT活用や校務⁴⁰支援には十分に活用されていない。学校の情報インフラを支える学校CIOについては、未だ定義が不明確な状況であり、調査を開始した段階である。ITの社会的リスクまで教えられる人材の不足は解消していない⁴¹。

本分野ではIT教育人材の基盤整備が必要である。2007年2月に策定された「教員のICT活用指導力のチェックリスト」に基づいた実態調査の結果も踏まえつつ、以下の点を推進すべきである。

³⁷ 内閣官房情報セキュリティセンターによる取り組みの評価を踏まえ、情報セキュリティ政策会議により課題の整理や指標案の検討が進められる予定。

³⁸ 一般におけるフィルタリング認知率は2006年2月時点で約60%（目標：2007年3月70%）。また、児童生徒、保護者及び教師を対象としたe-ネットキャラバン講座の2007年2月現在の開催数は300講座（目標：年1000講座）。また、同講座の2006年度の申込み件数は431件、うち終了件数は373件である（2007年1月26日現在）。

³⁹ 2006年3月現在、教員用コンピュータの整備率は33.4%、教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数は7.7人/台。

⁴⁰ 校務とは、成績・進路関係書類の作成や時間割作成、健康管理、経費清算処理等の業務を指す。2006年3月現在、教員に対する校務用コンピュータの整備率は33.4%。

⁴¹ 2006年3月現在、コンピュータを使って指導できる教員の割合は76.8%。

- ・ 教員のIT指導力向上のための研修の改善、充実を推進した上で、実感指標としてITを使った授業への満足度等を教員・保護者・児童等各々の視点から把握することが必要。同時に学校のITインフラについても、継続的なハード・ソフト(コンテンツ)更新⁴²や、児童・生徒向け教材に関する最新のセキュリティ対策等が必要。そのためには、余力の少ない教職員に依存するのではなく、システム部門の設置や学校CIOの設置等の人的体制の整備、維持更新のための継続的予算確保は必須である。
- ・ 児童生徒の自ら学ぶ意欲に応えるような、ITを活用した学習コンテンツの提供機会の充実が必要である。また、初等中等教育の教員のIT活用指導力の向上と共に、大学等教員のIT活用指導力向上も我が国の高等教育の質の向上のために必須である。
- ・ 大学等の教職員の研修の充実や、ソフト、システムの整備には、大学等における組織的な取り組みが不可欠で、それを支援する機能の強化が必要である。
- ・ 学生の自己学習の機会の充実や、大学等間での学習コンテンツの相互利用を図るため、学習コンテンツの検索システムの整備や諸外国の関係機関との連携をさらに推進することが必要である。

(2) 指標案の提示

成果指標	実感指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校CIOの設置数 ・ デジタル教材の利用登録教員数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ITを使った授業への満足度(教師・保護者・生徒) ・ 教員の指導により、ITを活用した読み書き、計算、コミュニケーションなどの能力が身に付いたと感じた生徒の割合

4.10 高度IT人材

(1) 現状と課題

我が国産業の国際競争力向上のためには、高度IT人材の育成が必要である。学術的専門性を重視した育成プログラムに重点的に取り組む大学側と、実践的人材を受け入れたい産業界側との間にミスマッチが生じているが、施策⁴³の一部が実行に移されつつあるのが現状であり、ミスマッチ解消にはまだ遠い。

産業界が具体的な実務養成カリキュラムを大学に提案する動きがある一方で、大学に実務教育を過度に期待すべきはない、との指摘もある。今後は、大学側が様々な創意工夫を行うとともに、産業界側も高度IT人材を育成するための課題を明らかにし、例えば産業界が求めている教育を実施して資格を与える中核的機関を設けて大学と連携をする仕組みづくりを検討するなど、次の方策につなげていくことが重要である。大学・産業界間での人材交流・情報交換の活発化や大学入学後、もしくは卒業後にIT関連の知識を必要とす

⁴² 「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」による2006年3月31日時点での公立学校のインターネット接続率は99.9%に至るが、30Mbps以上の超高速インターネット接続を行っている学校数は30.5%に留まる。

⁴³ たとえば、高度IT人材育成に関する関係省庁連絡会議にて策定された「高度IT人材の育成に向けた政策パッケージ」に基づき関係府省において取り組みが行われている。今後は関係府省における取り組みの評価を踏まえ、産官学の連携の下、総合的な取り組みを推進することが期待される。

る学生や社会人が大学に必要な授業を受けられる環境整備、遠隔教育、エンジニアのキャリアパスやインセンティブ作り等、体制面の検討も必要となる。また、IT関連学部学科の大学進学を希望する学生が減少している現状を鑑みると、学習指導要領における情報教育の扱いを明確にするなどして、ITに関心を持つ人材を増やす仕組み作りが必要である。なお、これら高度IT人材育成の前提として、たとえば論理的な思考法やコミュニケーション能力などの基本的素養を、大学までの教育で身に付ける必要があることは言うまでもない。

(2) 指標案の提示

成果指標	実感指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業界が求める人材と、高等教育機関が育成する人材とのミスマッチ度 ・ インターネット等を用いた遠隔教育を行う学部・研究科の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業界側の新卒人材に対する満足度 ・ 新卒者の大学での実践教育に対する満足度 ・ 遠隔教育により実際に通うのと変わらない学習成果を感じた学生の割合

4.1.1 研究開発

(1) 現状と課題

技術開発を巡る国際競争は激化しており、我が国が世界をリードする競争力を維持するには、戦略的な研究開発に関する、外部評価も踏まえた継続的な取り組みが必要である。

総合科学技術会議との連携の下、IT分野では「社会」「産業」「科学」の軸を設けて課題が挙げられ、戦略的、重点的に推進されている⁴⁴。一方、資金が特定領域に集中したものの、多額の資金が集中した研究テーマに対応する研究者や研究補助者が不足し、事務処理や機器の保守管理を研究者の負担増で吸収するなどの問題も発生しているとの指摘もある。

研究開発分野の重点化の際には、研究開発の目標や用途、知的財産権の活用方法など出口イメージを持って、取り組むべき分野を更に絞り込み、対象人材および研究開発環境基盤を引き続き明確にする必要がある。旧来のR&Dスキームからの脱却を目指し、オープンイノベーションの発想の下、産官学といったステークホルダー間のパートナーシップで価値観を創出できる空間を構築することが必要である。また、研究開発テーマごとの連携が重要であるため、共通する目標や用途で見た場合のテーマ間の連携の程度をアウトカム指標で測ることも重要である。理科系研究者になることへのインセンティブ、単年度の研究費申請の不便さの改善等、研究の促進や円滑化に向けた取り組みも検討する必要がある。

(2) 指標案の提示

成果指標	実感指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ IT関連論文数、被引用数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者の研究開発環境の満足度

4.1.2 世界への情報発信（国際競争力）

(1) 現状と課題

経済がグローバル化するなか、IT戦略も国際市場を十分見据えなければならない。

⁴⁴ 総合科学技術会議「第3期科学技術基本計画 分野別推進戦略」

まず、情報流の面では、我が国が世界最高水準の情報通信ネットワークを整えながらも、国際的な情報通信量は欧米間が世界の大半を占めており、日本から海外向けのコンテンツの不足もその主な要因のひとつと考えられる。今後は、P2P⁴⁵の合法的展開も含め、著作権保護中心から積極的な二次流通戦略への転換、活用を前提とした知的財産保護制度の整備が必要である。制作者のサクセスストーリーづくりなど産業面での支援も欠かせない。

次にIT産業の面では、情報通信技術の国際標準で欧米に出遅れ、ソフトウェア分野では世界市場に流通する製品・サービスを生み出せず、ハードウェア分野ではデバイス製造等でアジア諸国の猛追を受けている。今後、IT産業の国際競争力強化のためには、プラットフォームとなる技術や製品（液晶ディスプレイ等）の開発が重要となる。産業界や産官学の連携強化等現行施策ほか、関連人材の育成、海外への人材流出を抑えるインセンティブ設定や、企業の国際標準化活動等に対する支援策が必要である。

これらの面に、文化情報発信の観点も含め、相手国の需要にあわせた「日本ブランド」の発信と定着を、一層推進する必要がある。

(2) 指標案の提示

成果指標	実感指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツの市場規模、輸出額 ・ 世界の情報通信量における日本発の情報通信量の割合 ・ IT関連製品輸出額 ・ 国際標準の提案件数、採択件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪日外国人旅行者の満足度

4.1.3 国際貢献

(1) 現状と課題

「世界最先端のIT国家」に見合った国際貢献を担うべきであり、特にアジアからの期待は高い。

IT人材育成⁴⁶やブロードバンド普及推進⁴⁷等、一定の分野では既にアジア各国との協力事業を推進している。今後は防災通信システムの整備や、廃棄物のトレーサビリティ、国際旅客・貨物手続等の分野での取り組みが進むと予想され、これらの分野の技術やプロセスの標準化において貢献するためには、相手国のインフラ、IT習熟度、固有の課題等の国情を十分に踏まえて分野や協力形態を設定し、各国間の政策対話等を通じて協力プログラムを策定・推進し、相手国の実感を総合的に評価することが望ましい。

(2) 指標案の提示

成果指標	実感指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 二国間及び多国間の政策対話等による成果の発信・活用状況 ・ OSS、多言語処理に関する事業への参加者数 	

⁴⁵ Peer to Peer の略。不特定多数のコンピュータが相互に接続され、ファイルなどの情報を直接送受信するインターネットの利用形態。映像や音楽などが個人間で違法に流通する温床になっているとして世界的に大きな問題となった。

⁴⁶ アジアITイニシアティブに基づくIT人材育成プロジェクトを、フィリピン、ベトナムの2カ国で実施中。

⁴⁷ ブロードバンドが普及した国がある反面、電話やインターネットの普及率が1%未満の国が多数存在するなど、アジアの各国の間や都市部とルール地域間に著しい情報格差が存在し経済的・社会的格差をさらに助長すると懸念される（「アジア・ブロードバンド計画」より参照）。

第五章 今後の取り組み

今後は、年度末ごとの当調査会報告書が次年度重点計画に反映されるという前提で、評価活動を所定スケジュールに落とししていく。また次年度以降、IT戦略本部において適宜重要課題の検討が必要になった場合、IT戦略本部への中間報告を適宜設けて、時流に即した柔軟な評価活動を行う。

事務局機能の充実など評価体制を強化していくとともに、IT戦略本部のリーダーシップの下で、当調査会が報告した課題の解決に取り組む必要がある。加えて、当調査会が次年度以降すべきこととして、以下の点が挙げられる。

(1) 全15分野について、次年度以降、経年比較による評価を加えていく。本報告書に掲載した論点構造の「見える化」シート(図表2.1、2.2、附属資料5)は、今後も当調査会の自己診断として、また次年度以降深掘りすべき論点を見出すきっかけとして、用いる。また附属資料4では電子行政を一例としたが、こうした現状をわかりやすく把握できる表を積極的に活用していく。

(2) 全体最適、「たこつぼ」からの脱却は重要である。日本の産業が国際競争力を向上させていくには、府省部局の枠組みで業務システムを構築したり研究開発支援に頼ったりする「つぼ」から抜け出させ、官邸主導で競争環境を戦略的に整備する必要がある。その際、利用者視点の利便性向上が前提となることに留意すべきである。

(3) 医療、電子行政に限らず、重要な政策課題について深い検討を行う。とくに第三章の個人認証基盤の論点は、全分野にわたるIT活用の観点から深めていく。また、情報セキュリティ政策会議や知財戦略本部での専門的な検討との連携が必要である。

(4) 指標の選定と運用方法について次年度以降、以下の点の検討が必要である。

指標が戦略目標を端的に語っているか否かの継続的なチェック

戦略文中「施策」「方策」「目標」の各々の具体性のばらつきを補正した指標の設定

インフラ整備が課題解決かで成果や実感が異なることを前提とした指標の設定、

とりわけBPRの徹底によるITの投資対効果を定量化できる指標の設定

内容ごとに、実感するのはIT利用者か国民一般か、を整理した上での指標の設定、

以上を踏まえ、今年度実施したパイロット調査を医療、電子行政以外の分野にも横展開する。その際には、調査結果の解釈に偏りが出ないように十分な回答数の確保とサンプリングの妥当性を検討するとともに、調査結果の要因分析をさらに深掘りする必要がある。

(5) 今年度までの評価活動をもとに、実感指標も活用した評価プロセスを確立し、重点計画に対する府省の自己改善、現場でのPDCAの実施を促す。前述の3指標をもとに戦略の「方策」「目標」レベルの達成度合いを把握し、課題を特定し、効果的な改善策を非IT施策と一体的に提示し次年度重点計画に反映する、といった体系化が必要であろう。

各種事実、各指標の調査結果の分析・評価とともに、府省や関係者の現況報告を礎に引き続きタブーなく議論し、全分野の改善の方向性も含めた年度報告を作成の予定である。